

令和2年第3回京丹波町議会定例会（第3号）

令和2年 9月 7日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 谷 口 勝 巳 君
- 4 番 隅 山 卓 夫 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 坂 本 美 智 代 君
- 7 番 鈴 木 利 明 君
- 8 番 西 山 芳 明 君
- 9 番 北 尾 潤 君
- 10 番 山 下 靖 夫 君
- 11 番 東 まさ子 君
- 12 番 山 田 均 君
- 13 番 谷 山 眞 智 子 君
- 14 番 篠 塚 信 太 郎 君
- 15 番 森 田 幸 子 君
- 16 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（17名）

町	長	太田	昇	君
副	町長	谷	俊明	君
参	事	中尾	達也	君
参	事	山森	英二	君
企画	財政課長	松山	征義	君
総務	課長	長澤	誠	君
税務	課長	豊嶋	浩史	君
住民	課長	久木	寿一	君
保健	福祉課長	岡本	明美	君
こども	未来課長	木南	哲也	君
医療	政策課長	中川	豊	君
農林	振興課長	大西	義弘	君
にぎわい	創生課長	栗林	英治	君
土木	建築課長	山内	和浩	君
瑞穂	支所長	上林	太志	君
教	育長	樹山	静雄	君
教	育次長	堂本	光浩	君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会	事務局長	藤田	正則
書	記	山口	知哉
書	記	山本	美子

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用としております。

また、議場内の換気を行うため、カーテンの一部を開け、窓を常時、少し開けた状態にしております。ほかにも、会議の休憩をできるだけ小まめに取り、休憩中の議場内の全体の空気換気をさせていただきます。また、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

今定例会より感染防止にさらに対応するために、ポイント位置にアクリル板のシールドを立てていますのでご理解ください。

また、傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ離して距離空間を取った配置にしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、本日の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を少しでも回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、簡潔明瞭な質疑をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご協力とご理解をよろしくお願いいたします。

あわせて、執行部の出席者についても、密を避けるため協力と調整をいただいております。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第3回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

ただいまから、本日の本会議における議員につきましても、感染予防対策として密を避けるため、議員7名には別室に移動いただき、テレビモニターでの視聴をいただきます。あらかじめ連絡しておりますとおり、7人の議員の移動をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時04分

- 議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。  
現在、着席いただいている席を本日午前中の席順とします。

《日程第2、一般質問》

- 議長（梅原好範君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、谷口勝巳君の発言を許可します。

3番、谷口勝巳君。

- 3番（谷口勝巳君） 皆さん、おはようございます。

3番議員、谷口勝巳でございます。

ただいま議長から許可を得ましたので、第3回定例会一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、本町、ただいま秋の取入れのシーズンの真ただ中でございます。

昨年、おとしは7月に猛暑がございまして、稲の発育が惨たんたるもので、減収、減益となりまして、各農家さんの大きな痛手となりました。

本年7月は、長雨で日照不足もありましたけれども、稲の発育が良く、本年の取入れについては、おとし、昨年を上回る収量が収穫できるような予想とされております。大変喜ばしいことだと思っております。

また、昨日から本日にかけて、今までに経験したことのない大型台風が、さきの台風で復興がままならない沖縄地方、九州地方を直撃いたしました。

報道では、かなり大きいという情報もありましたけれども、早めの防災が功を奏したと申しますか、避難も着実に行われ、被害の方が皆無という状態で通過いたしました。

本町においても、大きな影響はありませんでしたけれども、いつ何どき直撃が来るとは分かりません。早め早めの防災の体制をとっていただきまして、皆さんの命を守る行動に徹していただきたいというふうに思っております。

また、現在、新型コロナ拡大の中、もう1つの脅威、地球温暖化による気候変動で世界中に様々な被害が頻発しております。取り上げれば切りがございません。このまま温暖化が進めば、未来の地球には生物が存在しなくなるという科学者が多数おります。今、一人一人が何ができるかを考えて行動するときであると思っております。

それでは、質問に入りたいと思います。

1 番目に、観光事業についてでございます。

その前に、道の駅「京丹波 味夢の里」に関連のニュースからご報告申し上げたいことがございます。

道の駅「京丹波 味夢の里」サービスエリアの自家用車、あるいは大型観光バスの流入については、アクセスする縦貫道が暫定 2 車線のままとなっていることから、週末や休日等には交通集中による渋滞が常態化しており、利用者に敬遠される事例があります。

そのような現状の中、過日開催されました京都府町村議会議長会、府政懇談会の席上で、京都縦貫自動車道園部インターチェンジ以北の 4 車線化をめぐり、本町議会の梅原議長が府中北部の地域活性化や観光振興のために必要な整備として、直接、西脇京都府知事に推進を要望したところ、知事からは、まずは園部インターチェンジから丹波インターチェンジ間の早期実現を図るとの明確な答弁を得られたことが新聞に報道され、ポストコロナを見据え取り組む本町の活性化にとり大きな追い風になると歓迎するところであります。

以上です。

先般 8 月 19 日に、京丹波町道の駅連絡協議会の第 3 回幹事会が開催され、私も傍聴させていただきました。4 つの道の駅の 7 月期総売上の昨年比が発表されました。それによりますと、京丹波 味夢の里への大型バス入店が著しく減少したため、80%割れはあったものの、100%以上が 2 駅、100%弱は 1 駅と、新型コロナウイルス拡大の中で健闘をされております。

幹事会の中で、本町に人を集めるためには、特徴的な核をつくり、注目を集めることこそが業績を上げることにつながり、町発展の基礎となるとの会長からの提案がありました。新型コロナウイルス拡大で、人々は行き場を失っております。不謹慎な発言でございますけれども、ピンチをチャンスと捉え、観光、移住、定住を含め、人々を本町に呼び込む考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、自宅等で自粛生活というのが長期化をしておるといようなことから、多くの方が精神的な開放でありましたり、3密を避けるという意味でも自然を求められるといようなことで、本町にも週末を中心に多くの方が訪問をいただいております。

本町におきましては、これまでから歴史や景観、文化、産業、暮らしなどの魅力を味わう観光、地域をベースにした観光「コミュニティ・ツーリズム」というのを柱にして取組を行

っておるところでありまして、コロナの収束が見えない現在、皮肉にも都会の方々がそういうことを求める環境にあるというふうに考えておるところであります。

そういうことで、本町の自然環境を生かした体験、農業でありましたり、乗馬、カヌー、サイクリング、森林、そういった体験を観光の核となり得るように、本町の魅力を磨き上げていきたいということが重要であると考えておるところであります。

道の駅「京丹波 味夢の里」にも10月8日にホテルがオープンする予定となっております。

今後につきましても、引き続き、町観光協会や道の駅連絡協議会、森の京都DMOなどの関係機関とも協議を重ねて観光振興に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○3番（谷口勝巳君） 前回の質問でも行いましたけれども、現在、新庁舎、認定こども園等大きな事業が入っております。なかなか財政的にも厳しい状態ではございますけれども、京丹波町が将来発展していくためには、新庁舎を核として人を呼び込むことを一丸となって、道の駅、行政、農業者、一緒になって盛り上げていき、京丹波町の未来を消さないように皆さんで頑張っていきたいというふうに思っております。

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。

有害鳥獣被害が続く中、昨年には鹿1,800頭、イノシシ450頭の捕獲実績があります。猟友会の努力にも感謝いたしております。

しかし、猟友会も高齢化が進み、提出書類の厳格化、埋設作業の労力が負担となってきております。

そのような中で、本年7月より曾根地域で民間業者が設置している施設と町が契約されました。しかしながら、和知地区からは遠方であることから、利用者はほとんどなく、従来どおり、山林に穴を掘り、埋設している状態であります。

そこで、和知地区に中継的な施設を設置できないか伺いたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 捕獲隊員の個体処理に対します負担を軽減し、有害鳥獣対策の効率化を図るため、鳥獣の処理業務につきまして、先ほどご指摘のとおり、本年度から民間業者と委託契約を締結しまして、捕獲隊員に曾根地内にあります民間業者所有の減容化施設に搬入いただきまして、個体処理を進めておるところでございます。

また、捕獲をされました鹿やイノシシの中で使用可能なものについては、地域資源ジビエ

として契約業者が別に経営をされております食肉処理施設をはじめ、町内外の食肉加工業者等におきまして、加工品として活用をいただいております。

現時点での処理実績から施設所在地の丹波地区を除きます瑞穂、和知地区を比較しますと、捕獲頭数に違いはありますものの和知地区からの搬入数が少ない状況でありますので、和知地区内におけます個体処理に係る負担軽減に向けまして、中継的な施設の設置等について検討は行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○3番（谷口勝巳君） ただいま希望的観測が持てるご答弁をいただきましたので、和知地区の皆さんにとっては、また気張って捕獲していただいて、頑張ってくださいというふうに思います。

そもそも、50年以前は、まきの取入れ、炭焼き、建築用材に雑木が利用されまして、人の手が入り天然更新されておりました。新芽やドングリ等の餌が豊富にあり、人里に下りる必要がありませんでした。また、耕作放棄地の増加で野生動物のすみかとなっておるところが多々見受けられます。森の再生や耕作放棄地の減少が喫緊の課題であると考えております。

次の質問に入ります。

町道235号線について質問いたします。

畑川ダムの代替町道として、2014年3月に工事完了とあります。南丹市との合流点が未完成のため、6年半にわたり通行止めとなっております。南丹市も延長工事は進めているが、本町としての南丹市への交渉も含め、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町道235号線の道路改良事業としましては、2014年（平成26年）3月に最後の舗装工事が完了をいたしました。

その翌年度に南丹市と行政界の未改良箇所の施工について協議を行い、未改良箇所につきましては、南丹市が工事を実施していただくこととなっております。

現在の進捗状況といたしましては、昨年度（令和元年度）、南丹市の市道中道新田線道路改良事業の一部実施困難箇所の用地協議が整ったところでありまして、今年度から順次、町道235号線との取り合い部分を含めて、工事を実施していただくということを確認しております。供用開始につきましては、令和4年度の予定というふうに聞いておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○3番（谷口勝巳君） 令和4年は、かなり先の話なんですけども、何とか早くしていただき

たいと思います。現在、通行しております町道下山日吉線につきましては、明治国際医療大学附属病院、日吉駅、胡麻駅、園部方面の近道として交通量も非常に多いところでございます。私も頻繁に利用させていただいておりますけれども、非常に道幅が狭く、出会いが難しい現状であります。かなり大型自動車も通る道でございます。

私の推測で申し訳ないんですけども、日吉平におきましては、今通行止めになっておりません。市民の方は完成した道を通っておられます。市民から苦情とか要望が上がってこないというふうに思います。

京丹波町としては、これは京都府の財源だと思いますけども、皆さんの貴重な税金で造られた道でございます。使わずして朽ちるのは何とももったいない。これは南丹市に強く要望していただいて、1か月でも、半年でも、1年でも早く完成していただいて、通行ができるように要望いたします。

以上で質問を終わりたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、新庁舎、認定こども園の建設も入っております大変厳しい情勢でございますが、本町、行政各課、道の駅、いろんなどころが一致団結いたしまして、観光立国京丹波町を実現したいと思います。皆さんのご協力よろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、谷口勝巳君の一般質問を終わります。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

11番、東まさ子君。

○11番（東まさ子君） 11番、東まさ子でございます。

それでは、ただいまから令和2年9月議会における私の一般質問を行います。

まず最初に、コロナ対策について伺います。

国の補正予算で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されました。この臨時交付金は、感染症の拡大防止や予防、地域経済や住民生活の支援など市町村が取り組む新型コロナウイルス対策の財源とすることができます。

本町に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、第1次分が1億611万5,000円、第2次分が3億5,685万7,000円であります。この交付金を活用し、町独自の命と健康、暮らしと営業を守る対策が、これまで補正予算第1号、第2号、第3号で実施され、残額は約2億1,300万円となっております。この臨時交付金を活用したコロナ対策の実施は、9月末が申請の締切りとなっております。

臨時交付金の残額であります2億1,300万円余りを活用したコロナ対策は、実態に対応した支援策が求められるところでもあります。そこで、まず、これまで町として実施してき

た調査、また施策を通し、コロナウイルスが地域経済や雇用に与えた影響について、また、暮らしと地域経済の現状をどのように見ておられるのか。また、行政の相談体制など課題はないのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 地域経済及び雇用の面におきましては、特に飲食業や旅客運輸、宿泊、サービス業におきまして売上減少など大きな影響を受けているところであります。

また、相談内容につきましては、補助金制度の紹介や申請方法等に関する相談、今後のコロナ社会を見据えました新事業展開等についての相談を多くいただいております。

また、新型コロナウイルス感染症に関係する町民や事業者の相談事例は、多岐にわたります。専門的な分野も多く存在をしておりますので、相談内容に応じまして担当課が府なり国と連携しながら対応をしております。相談体制におきまして課題はないというふうを考えております。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、町独自の休業要請等支援給付金、それから小規模事業者等支援給付金事業については、活用が低調でありました。申請の締切りも終わっておりますが、小規模事業者等支援給付金については、水道料金の減免やリース料、電気代など直接支援制度を整備して財源を有効活用してはどうかと考えますけれども、見解を伺います。

また、新型コロナウイルス対策新事業展開支援補助金事業につきましては、申込みが50件に達し、一旦締切り、9月補正を受けて継続するとありましたけれども、併せて見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 休業要請等支援給付金につきましては、41件、510万円を給付したところでございます。そのうち、町が独自に休業要請した施設の運営事業者に対する給付が3件、60万円で、それ以外は京都府制度の上乗せ分として給付をしたものでありまして、京都府制度に合致する事業者が本町においては想定よりも少なかったということが要因として考えられるところでございます。

また、小規模事業者等支援給付金につきましては、8月末時点で21件、630万円を給付しております。申請が低調でありました要因としましては、多くの事業者が売上減少50%以上となり、国の持続化給付金を受けられたと分析しているところでございます。

今後の対応につきましては、新型コロナウイルス対策新事業展開支援補助金の利用が多く

ありまして、申請件数が募集期限を待たずに定数の50件となり受付終了とさせていただいたところでもありますけれども、その後も申請相談等いただいております、一定ニーズがあるという状況でありますので、小規模事業者等支援給付金との予算組替えを本補正予算においてお願いをしているところでありまして、議決後に速やかに再募集をしていきたいと考えております。

なお、ご提案いただいております水道料金の減免やリース料、電気代などの直接支払制度への組替えについては、現状においては考えていないところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、それぞれ利用実態を答弁していただきました。休業要請等支援給付金は113件予定しておりましたけれども、41件ということでありましたし、小規模事業者等支援給付金は150件の予算を組んでおりましたけれども、21件ということでありました。2つの事業を合計しますと、未活用の金額が4,810万円となります。引き続いて予算の組替えをとということでありましたけれども、今回の9月補正の臨時交付金を活用した事業を合計いたしますと、残額の2億1,000万円余りになっております。この4,810万円を予算振替したということでもありますけれども、実際、この4,810万円というのは、予算的には未活用の部分についてはお金が残っているというふうに計算上なると思うんですけれども、どうでしょうか。お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 先ほど町長からの答弁にもございましたように、予算の組替えを1,500万円お願いをしておるところでございます。計算上、補助金のほうは残ってくるわけではございまして、その部分については、またさらに新しい対策等を検討させていただいて、活用をしてみたいと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 金額的には、京丹波町に下りてきた臨時交付金は、皆予算化をされて、事実上は未活用の部分が今おっしゃった1,500万円を引くと、3,300万円ほどまだ余っているということではありますが、これは9月末までの申請云々という国の方針に関わらず、引き続いて活用していけるということによろしいでしょうか。改めてお聞きしておきます。

その残った3,000万円余りにつきましては、本当に有効な活用方法で、住民の皆さんの意見も聞きながら活用していくということが大切でありますので、そのほうもよろしくお聞きしたいと思っております。

国の9月末申請に関係なく、残額は引き続いて活用できるということによろしいですか。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） その辺のところもしっかり検討させていただいて、有効に活用できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、業種によって、様々な影響が出ていると思います。町長がおっしゃいましたように、飲食とか接客サービスなどは大きな被害が出ているということでありまして、いろいろな業種があります。幅広く相談を受けて、支援対策につなげる取組が必要と考えますけれども、今までの相談の中で、残念だけれども、これは該当しないというような事例などありましたらお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） それぞれの事業者の皆さんから補助金に対するご相談を受けた中では、やはり事業要項というものを定めておりますので、それに合致しない部分につきましては、残念ながらということにはなるんですけれども、先ほどもありましたように、新事業展開のほうを考えていただいて、新たな取組を展開していただくような形で相談を受けて、そちらのほうで支援をしていっているような状況でございます。

特に、先ほどもありました低調な事業でございますけれども、京都府の休業要請の部分につきましては、なかなか本町では営業時間の関係等もございまして、合致しなかったという部分がありまして、お断りをさせていただいておるところも数多くあったのかなと思っておりますけれども、また違う方面の事業等のご相談を受けまして、そちらをご紹介させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） コロナ禍によります町民の収入減少などに対して、国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの減免、猶予の制度など、町民の負担を軽減する制度が国によって取り組まれることとなりました。

例えば、主な生計維持者の事業収入等が前年と比べて3割以上減少が見込まれる世帯等は国保税が減免されます。これは後期高齢者医療保険料、介護保険料も同じであります。対象は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などであります。前年所得が300万円以下は全額免除、400万円以下は80%、550万円以下は60%、750万円以下は40%、1,000万円以下は20%

の減免であります。

そこで、次の点について伺います。

本町の各保険料の減免件数についてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 8月末現在での減免件数でありますけども、国民健康保険税で5件、後期高齢者医療保険料で2件、介護保険料で16件となっておりますのでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、申請漏れがないのか伺いたいと思います。

申請漏れがありますと、町民の痛み苦しきも、また町の財政的デメリットも拡大をいたします。保険税減免をしっかりと推進すべきと考えますが、見解をお聞きをいたします。

例えば、町独自の小規模事業者等支援給付金の申請で国保加入者の対応はどうかお聞きをいたします。小規模事業者21件ありまして、全ての方が国保に入っておられるということではありませんけれども、対応をお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 減免申請につきましては、申出がない中で対象者の把握というのは困難ということになるかと思っております。

今回の保険料等の減免制度につきましては、町ホームページの新型コロナ関連情報でありましたり、お知らせ版の新型コロナ関連支援・特別号のほか、保険料等の決定通知送付の際などにおいて広報を行っておるところでございます。

減免制度の周知につきましては、小規模事業者等支援給付金の申請者にかかわらず、被保険者に対して広報しておりますし、新型コロナに関連して収入が減少した方からご相談があった場合につきましては、各制度の担当者につなぐことができるよう、連携して対応をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） こういう時期にかかわらず、介護保険料は16件ありますけれども、全体的に申請件数が少ないということでもあります。通常の減免制度もありますけれども、通常の減免制度とはこの制度はまた違うという点で、いろいろと広報はしていただいておりますけれども、やはり加入者の皆さん、この制度について知っておられないのではないかとこのように思います。つい先日も、そんな制度があるんかということで、知っておられないという状況もありました。保険料の減免は令和3年3月末までであります。さらに制度の広報をするべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど回答させていただいたとおりでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） また、申請書類でありますけれども、簡単な申請で減免制度を活用できるのかお聞きをしたいと思います。通常の減免制度より、申請の状況は簡単になっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、事業収入等が3割以上減少するということでありますけれども、みなし減免をした場合、結果として3割以上の減収にならなかった場合も生じることがありますが、その場合であっても国の財政支援の対象とするという考え方で臨むということが国のほうでも言われております。前年と比べて一番少ない収入のときに3割以上の減収であれば、それを根拠にしてみなし減免ができるということで、国のほうからもそういう通知が来ていると思うんですけれども、そういう見込みで判断することに対して、町の見解はどうであるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） まず、簡単な申請でできるかというお話で、国保税の関係でお話させていただきます。

申請に関しましては、今回初めての申請書ということになりますので、実際、皆さん見られたことがないと思いますので、簡単かどうかと言われますと、非常に私どもも判断に困るところでございます。ただ、申請に来られた方に関しましては、懇切丁寧に説明しながら、こちら申請書を見ながら、ここはこうですよというお話をさせていただいて、申請書にはどんなものが必要かというお話もさせていただいてます。そのところで1回で何とか済むように、この書類は次は持ってきてくださいねということでお話をさせていただいて、決定をさせていただくという形になっております。

参考までに、今まで相談があった件数につきましては17件でございます。申請は7件ありまして、そのうち5件が決定しております。そして、まだ2件が審査の途中でございます。そのほかの方に関しましては、申請がまだないというようなことでございまして、こちらのほうは準備して申請をお待ちしているという状況でございます。

そして、みなしの形の話ですけれども、実際、みなしに関しては、今のところございません。ただ、考え方としましては、実際の今後の収入の関係もございまして、そちらのほうも対応していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 大変深刻な時期でありますので、必要とされる方が誰一人、制度から取り残されることのないように、やはり引き続いて制度の周知を行うことも含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 毎日それは努力させていただきたいと思っておりますし、今後も、また広報につきましても出ますので、そちらにも掲載させていただいて、広報努力はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、PCR検査について伺います。

長期化するコロナの影響によって、命と健康が脅かされております。またその下で、医療・介護現場は、これまで経験したことのない経営危機にあるとも報道がされております。

先日の一般質問でも京丹波町病院のコロナの影響は、聞き間違ってるかも分かりませんが、年間で4,900万円の減収との答弁がありました。地域の医療・介護資源を守り、医療崩壊を回避し、感染症対策の最前線に立つ医療・介護従事者のモチベーションを維持する対策が求められております。

また、町長の行政報告では、コロナウイルス感染者に対する差別的な事象も発生していると、新型コロナウイルスは誰もが感染する恐れがあり、感染者が責められるのではなく、励まし、温かく接し、感染者が治療に専念できる温かみのある社会でなければならないと述べておられます。差別、偏見の解消には、正確な情報と正しい知識が不可欠であります。人権侵害をなくすためにも、感染制御の観点からも、住民を不安の中に置き去りにすることのない、行政としての責任ある対応が求められております。

そこで、現在、危惧されているのは、感染拡大防止に向け、感染者、特に無症状の感染者が集まり感染が持続的に集積する感染震源地（エピセンター）が各地に存在し、広がっていることでもあります。感染拡大を止めるには、エピセンターが疑われる地域を限定して、そこで働く人と住民全てにPCR検査等を実施し、陽性者を隔離・保護・治療することが急がれます。日本の人口当たりのPCR検査実施数は、世界で159位とあまりにも異常であります。

そこで、本町では感染が確認されておられませんけれども、感染拡大を防ぐために次の点についてお伺いをいたします。

まず、1点目、今回提案の補正予算にあるように、京丹波町病院においてもPCR等の検査を行う体制を確立されておりますけれども、見解及び状況についてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京丹波町病院におきましては、8月3日から、医師がPCR検査が必要という判断をした患者様に限りまして、唾液によりますPCR検査の実施を行っているところであります。現在におきましては、受入態勢や検査キットの確保、それから検査機関の受入状況によりまして、1日4件までということで実施をしておりますけれども、環境等が改善しましたら検査数を増やしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 8月からの検査の実績でございますが、8月3日から8月31日まで7人、9月1日から9月4日まで4人、現在のところ合計11人の検査を終えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 医師が判断した場合は、検査ができるということでありましてけれども、我々が検査をするとなると、直接病院に行ってお願いをしたらよいのか。順序としてはどのようになっておりますか、お聞きしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 京丹波町病院の取扱いにおきましては、先ほども答弁がございましたが、外来診察を受けられて、医師が検査を必要とする患者さんのみを対象としております。個人的に検査をご希望されます方は、民間で検査をされてる医療機関を探していただくか、もしくは保健所等に問合せをしていただきまして、そちらの指導に従っていただけたらと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） そしたら、私が必要に応じて受けようとしたら、電話をしなくても、直接、京丹波町病院の発熱外来に行かせていただいて、検査を受けるという順序でよろしいですか。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） コロナに関する症状があつて医師が判断すれば検査になりますけれども、コロナの疑いの症状がないと医師が判断した場合は検査の対象とはなりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） ややこしいので、また引き続いてこれはお聞きするとして、もし陽性の場合にはどのようになるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 先ほど申しました11人の実績でございますけれども、PCR検査を行う段階で、まず保健所に届出を行います。そして、検査結果が戻ってきますと、それをまた保健所に連絡を送ります。そして陽性の場合につきましては、保健所からその患者さんに次の指導が入る流れとなっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 検査の結果が分かるまで何日かかるんですか。1日か2日かかるのかと思いますけれども、これは自宅で待っている状況なのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 検査を受けていただきましてから約24時間で病院に検査結果が返ってきます。検査を受けていただきました方は、その段階では陽性の可能性も否定できませんので、自宅で待機しているようにということで病院からお話をさせていただいております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 国のほうも、京都府のほうも、今までの検査よりももっと多くの人を対象に検査をするとしております。

そういったことから、2点目として、感染拡大防止ということで、経済再建の鍵は、徹底した検査と感染防止対策による安心の確保であります。医療機関や介護施設、保育所・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に働く職員、出入り業者などへの定期的なPCR等の検査を無料で行うべきと考えますけれども、答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） PCR検査でありますけれども、この精度は100%ではなくて、70%から80%というふうに言われてます。またPCR検査の結果というのは、その時点においてコロナウイルスに感染をしているかどうかを判明するもので、将来、3日後とか1週

間後にも感染していないということを保証するものではありません。

そういう中で、現在は、症状がある人について検査を行っていく、または症状がない人、先ほど議員からエピセクターという話がありましたけども、要は無症状者とは別に、一定期間の夜の接待の地域とか発生者が隠れている可能性が高いところを指定してPCR検査を無料でたくさんやっていくというようなことは効果があるかと思えますけども、症状のない人を一律にPCR検査を行っていくということにしますと、非常に限りある検査体制の中で混乱が生じるというふうに考えるところであります。

京都府におきましても、先ほど議員ご指摘のとおり、PCR検査の体制は増やしていくということでもありますけども、中身としましては、大学生が高齢者施設などに研修に行く場合に事前に検査を受けるとか、高齢者施設などで、その地域でクラスターが発生しているというようなことがありましたら、検査をやっぺいこうということになってますけども、無症状の人にどんどんPCR検査を実施していくということを町独自で実施する考えは今現在持っていないところであります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 町長のほうから正しい結果が出るのは7割から8割ということでありましたけれども、ですから、定期的に検査をすることが大切だということによっております。コロナの感染症が収まりつつある状況のときにやっぱりきっちり検査をして、診断をするのではなくて、防疫目的として無症状者を含めて感染力のある人を見付け出して隔離・保護をして、拡大を防止するということが大切だということを申し上げておきます。

次に、医療提供体制について伺います。

検査によって明らかになった陽性者を隔離・保護・治療する体制を、京都府をはじめ各関係機関と協議して、緊急に整備する必要はないか。また、自宅待機を余儀なくされる場合には、生活物資を届け、体調管理を行う体制を整備する必要があると考えますけれども、見解をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 感染者が発生した場合には、現在のところ京都府の体制が整っておりますことから、町における緊急的な整備というのは必要はないというふうに考えておるところであります。

また、自宅療養が必要な感染者の対応につきましては、保健所等の指示を仰ぎながら適切に対応を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 府のコントロールによって入院から退院まできちんと整備されているということをお聞きをしておきたいと思います。

次に、コロナの影響による減収で介護基盤を崩壊させないように、介護事業所・障害者福祉事業所などの減収を補償すべきと考えますが、見解を伺います。

介護事業所では、デイサービスとか、ショートステイとか、そういう部門においては利用が減少していると一般的に言われておりますけれども、見解をお聞きしておきたいと思します。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 介護、障害福祉サービスの報酬といいますのは、国において決定をされまして、その費用も多額の公費で賄われておるところでございます。

また、介護や障害福祉サービスの利用者は、市町村の区域を越えて利用されることもあるために、減収補填は、広域でその基準や必要性を議論し、決定をすべき案件というふうに考えるところでございます。

国の緊急事態宣言を受けて発出されました京都府における緊急事態措置では、社会福祉施設に対して、使用制限等の要請がありませんでした。

さらに、減収補填すべきと考えられる本町の特別な要因もないというふうに考えますので、町が独自の施策として、介護、障害福祉サービスを提供する事業者に対し減収補填を行うという考えはございません。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 町が独自にすることはないということでありまして、やはり国のほうにしっかりと要望をしていただくことを求めていると思します。

次に、ケーブルテレビ事業について伺います。

令和2年度町政懇談会「タウンミーティング」が今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ケーブルテレビにより実施されました。町は、タウンミーティングにおいて、現在、京丹波町ケーブルテレビが実施しておりますテレビ放送、インターネット、IP電話、自主放送番組、音声告知放送のサービスを、今後多額の財政負担が必要になる、あるいは、情報通信環境の急速な変化を踏まえて、民間事業者への移行へ取組を進めていくこととしましたと民営化の取組の概要を説明し、そして民営化移行に対するアンケートを実施されたところであります。

そこで、まず最初に、ケーブルテレビの民営化への移行に対するタウンミーティングでのアンケートの結果についてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在、アンケート集計を行っている状況でございます。

今後、アンケートでお出しいただいた意見等につきましては、アンケートの回答番組を放映する予定にしておりますし、その中で町民の皆さんにお答えや説明をさせていただきたいというふうに考えております。

また、ご意見等につきましては、ホームページにも掲載をして、公表させていただく予定としておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） まとめて報告するというものでありますけれども、一般質問で取上げておりますので、どのぐらいアンケートが返ってきて、民営化について特徴的な意見はこんなものがありましたということでお聞きをしておきたいと思っておりますけれども、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 今、町長からの答弁のとおりでございまして、ただいまそういった部分も含めまして集計の途中ということでございます。一定まとまり次第、ケーブルテレビなりホームページを通じてご報告をさせていただきますので、よろしくお聞きします。以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 件数ぐらいは発表できるのではないかと思いますけれども、あまり熱心な答弁ではございませんでした。指摘をしておきます。

次に、音声告知放送に替わる新たな情報発信システムの構築で、新たな情報発信システムへの移行に伴い、情報を得ることが困難となる方への対応等についても併せて検討しておりますが、検討した結果、困難な方に対しての施策はしないということもあり得るのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新たな情報発信システムの活用が困難な方につきましては、運用面でありましたり、様々な媒体を活用した情報提供というのを検討をしていく必要があるというふうに考えておるところでありまして、対策を講じないというようなことはございません。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 新たな情報発信システムとして、災害時の情報伝達のほか、平時のお知らせを画面を通じて伝達できるスマートフォンアプリの導入を行い、さらなる利便性や

機能向上を図るとしてしておりますが、スマートフォンを持っていない方もあります。何もしないということはないということではありますが、具体的にどういうことが考えられるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、先ほど答弁しましたとおり、その対策について検討を行ってまいるということでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 次に、ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会で、養父市の民営化された例が紹介されておりますけれども、放送部分については、行政から住民向けに情報発信することから、市直営で実施されているとあります。告知放送は引き続き養父市では実施されているということなのかお伺いをしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 養父市におきましては、民営化をされるまでは本町と同じ音声告知放送を使用されていたということでもありますけれども、民営化に伴いまして、新たな情報発信としましてFM告知放送を導入されたというふうにお聞きをしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今言っていただきましたFM告知放送というのは、具体的には、住民の皆さんが全員使用できているものなのか。本町では、そういうものについて考えることはできないのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 養父市が取り組んでおられます告知放送の内容については、加入世帯等々、そういった細かいところまでの情報は把握をしておりません。

しかしながら、本町といたしましては、そもそも特に緊急情報伝達時、火災時でありますとか、災害時でありますとか、こちらから情報を伝達したいときに設置場所でないとその情報がとれない。また停電時、障害時においては、伝達自体が不可能となるなどのいろんな課題もある中で、より災害に強い防災情報等の伝達手段の新たな方法を検討してきた中で、スマートフォンアプリを使った情報伝達システムが今後の情報伝達の形として有効であるのではないかという観点から、そういう方向で現在取組を進めているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） ちょっと私もインターネットで調べさせていただきましたところ、

養父市では、民間の線を借りてされているとか、また無線でできているとか、また停電のときには電池を使ってできるとか、そういうことで告知放送をしておられるということであり、ます。告知放送は、強制的に情報を伝える方式であります。町はスマホの利用を進めておりますけれども、災害情報でもお知らせの告知の放送でもより住民に徹底できる周知方法として、やはり告知での放送のほうがよいと考えます。町はスマホアプリを選択されておりますけれども、本当に情報がきっちり周知できるように、いま一度、考えるということが必要ではないかと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今回のケーブルテレビの民営化に伴いまして、情報発信の仕組みとしてスマホアプリを導入をするということになったわけでございますけれども、今の告知端末機、停電時の対応等いろんな課題もあったわけでありまして、民営化をしなくても時代とともにそういったニーズに即応した情報発信の方法を考えて、更新をしていくという必要は当然あるというふうに考えます。

先ほどの課長の答弁と重なる部分もありますけれども、これまでの告知放送でありますと、強制的に発信はされるというものの、設置場所でないと聞けない。それから停電時、障害が発生したときは利用が不可能ということになりますけれども、今回のスマホアプリでありますと、携帯電話網を利用しますし、またWi-Fi環境も利用できる情報伝達となりますので、災害時の有効な手段であるということになると思います。また、併せて、通常時については、お知らせなどの情報を発信する手段ともなりますので、利便性や機能の向上につながっていくものであると考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、停電時でありましたり、移動をした場合に活用できないとかいろいろとありましたけれども、調べる限りでは、停電時には電池でも受信できるということでもありますし、持ち運びもできるということでもありますし、どれが一番住民に周知徹底できるかという立場から考えれば、告知放送のほうが私はいいと思うんですが、また住民の皆さんの意見も検討していただくということでもよろしくご検討ください。

次に、7月7日に、井上あい子総務省地域情報化アドバイザーを講師に招いて、今後の地域情報化についての講義を受けたところであります。質疑の中で町が示された事業に対する国の補助金についていろいろと説明もありました。もっと詳しく私も皆さんに聞いて勉強をしておこうかなと思ったんですけど、できておりませんので、この補助金についてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国におきまして、新型コロナの対応を進めるために、情報通信基盤の整備が急務ということで、令和2年度の第2次補正予算におきまして、総務省の高度無線環境整備推進事業に対しまして、約500億円の補正予算が可決されたところであります。

この補助金につきましては、地方公共団体や電気通信事業者等が整備をします光ファイバー等に対して支援をされるものでありまして、対象事業費に対して補助率は、自治体が行う場合には2分の1、民間業者が行う場合には3分の1となっておりますのでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 補助金の関係から言えば、自治体を実施するほうが補助金が多く受けられて、財政的な負担も軽くなるのではないかと一般的に考えたら思うんですけども、3分の1補助の事業者のほうを選ばれた理由についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この補助金の対象でありますけども、ケーブルテレビの光化（F T T H化）というものが対象となっております。ケーブルテレビの光化は、現在、瑞穂地区のH F CというのをF T T H化する場合に補助対象になるということですので、本町が整備をする場合には、光化を行います瑞穂地区の更新のみが対象となりまして、そのうち通信部分のみが補助対象となります。今回、町で整備をしますと、今後も事業を継続しなければなりませんので、丹波・和知地区の再整備や機器更新などに多額の費用が必要となってくることとなります。また、現在では、本町の民営化に参加する事業がありますが、今回を逃しますと、将来的に民営化が可能かどうかというのは非常に想定できないような状況になります。そういったことも踏まえまして、将来的な財政負担等も考慮し、本町が整備をするより民営化したほうが有利となるという判断をしたところでございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 瑞穂地区のF T T H化というのはできていないということなので、それは分かります。

また、今、町長おっしゃいましたけれども、和知・丹波地区についても再整備しなくてはいけないということでもありますけれども、皆撤去をしてやり直しということでもありますので、該当するのではないかというふうに思いますけれども、お聞きをしておきたいと思います。

最後に、光ファイバーの撤去費用の負担でありますけれども、これは、一応、事業計画で金額を示されておりますけれども、この撤去費用についても、町が示されております38億円の中に入っているものなのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどのF T T H化の話については、先ほど答弁したとおりでございます。

それから、光ファイバーの撤去費用ということですが、民間事業者が新たな光ファイバーを整備をしたという場合におきましては、本町の負担において撤去しなければならないということになります。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） そうすれば、金額が間違っていたら申し訳ないですけど、総事業費38億円プラス撤去費用が要ることではありますが、撤去費用はどのぐらいかかるものなのかお聞きをしておきたいと思っておりますし、また、民間の事業者が行うことによって、3分の1の補助があるということでもありますけれども、このことによって町の負担、9億円の債務負担をしておりますけれども、これが安くなるというようなことはあるのかどうかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 撤去費用につきましても、議員おっしゃるとおり、町で撤去する場合には、その部分の経費、まだ詳細等々ははじいておりませんが、数字的には一定4億円から5億円程度の撤去費用が要るのではないかとこのように考えております。

また、民間事業者が本事業の適用を利用されるかどうかというのは、民間事業者の今後示される提案内容によって明らかになるというところでございまして、提案内容次第ということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は10時30分とします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、谷山眞智子君の発言を許可します。

13番、谷山眞智子君。

○13番（谷山眞智子君） 13番議員、谷山眞智子でございます。

ただいまから一般質問を通告に沿ってお伺いします。

新型コロナウイルス感染症について、先ほどの東議員と重なるところがあるかもしれませんが、答弁のほうよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

まず、1、コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会に与える影響は大きく、小中学校の休校、マスク・消毒液・食料品などへの影響、仕事や働き方の変化、飲食関係や観光業の低迷と挙げれば限りがありません。

しかし、この数か月の間に人間もコロナウイルスに負けじと対応策を打っています。

国が呼びかけた密閉・密集・密接の3密を避けること。検査、医療の充実。国民の給付金や中小企業・個人事業者等に補助金対策など、国民生活の安定と経済対策を打ち、また5月に緊急事態宣言が出されたことにより、感染者数が一定抑制されました。

一方では、観光事業対策として、7月22日にGo To トラベルキャンペーンが始まり、再び感染者数が増え始め、現在では高止まりで上下しつつ推移しています。

現在、京丹波町では、感染者が出ていません。この先、観光客の増加や住民の行動範囲が拡大する中で、このような状況をどのように認識されているのでしょうか。

また、第2波やインフルエンザの感染が多くなる秋、冬の季節に向けて、京丹波町病院は万全な対策ができているのでしょうか伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 5月に緊急事態宣言が発出をされまして、一時期感染者数が少なかったのが、その後、第2波と言われる増加が7月末をピークとして増加してきておるといような現状になります。その原因がGo To トラベルによるものかというのは、もう少し判断をする必要があるかというふうに思いますけども、いずれにしましても、感染者の抑制とともに地域経済の回復を行っていくのが重要な課題であると認識しておりまして、アクセルとブレーキという話ではなく、車の両輪というふうに考えていく必要があるのではないかと考えております。

今後につきましても、町民の皆さんには新しい生活様式を徹底いただきまして、また事業者の皆さんにおきましても業種別ガイドラインを遵守いただくことで、感染リスクの抑制につながると考えておるところであります。

京丹波町病院におきましては、厚生労働省の診察の手引きでありましたり、日本環境感染学会の感染症対応ガイド、また院内感染対策指針等にのっとりまして、入院患者様への感染

防止なり外来患者様への診療の確保に全力を尽くしておるところであります。

具体的には、来院をいただいた際にご協力をいただきまして、玄関で検温をしたりマスクの着用、診察室の変更などを実践しておるところであります。

加えて職員におきましては、日常生活での注意喚起でありましたり、院内移動の制限、出張や会議の自粛など、できる限りの感染対策を行っておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） できる限りの感染対策をされている京丹波町病院ですが、受診者が減っているということなのですが、安心して利用させていただけるということで間違いはございませんか、お伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 安心して受診いただけるよう、職員も全力を尽くしておるという状況でございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今の言葉を聞きまして、ケーブルテレビの放送を見ている方にも、ちょっとどうかなと思って躊躇している受診者もいると思いますが、本当に安心して行っていただきたいと思います。

続きまして、2番目です。

京都府の西脇知事は、8月にPCR検査体制の充実に向け、唾液検査のできる病院を280か所、接触者外来を50か所に拡充し、検査が身近なところで受けられるよう、検査体制や採取体制の充実を図ったり、宿泊療養体制の強化など、府内6医療圏の医療崩壊を防ぐために対策が出されていますが、京丹波町病院は、京都府の6医療圏の中で検査体制にどのように位置づけられているのか伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの回答と重なる部分がありますが、京丹波町病院の現在の状況については、唾液PCR検査をしているという状況であります。

京都府につきましては、280か所はもう既に確保されておりまして、さらに9月末に400か所を目指すということが9月の初旬に開催されました対策本部会議で決定されておりまして、件数も1,500件に増やしていくということで対策は進められておるというふうにお聞きをしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今、町長のお答えのように、9月1日に京都府の西脇知事から新

しい発表がありました。京丹波町病院は、実際、京丹波町の中で1つしかない皆さんの病院でありますから、検査においても、何においても、やっぱり充実して、先ほど町長がおっしゃったように、来てもらって安全であるという、そういうことをちゃんと担保ができる病院体制にさせていただきたいと思います。

同じことになりますが、京都府の9月1日発表では、PCR検査について、1日当たり800件から1,500件に拡充、515床ある病床を感染状況に応じて増やし、年内目標を750床に設定しました。

また、衛生環境研究所、医療機関に検査機器を整備し、臨時の衛生検査所を創設、医療関係や社会福祉施設で実習する学生、地域の高齢者施設の職員、新たな入所者に対して検査を広げるなどと発表がありました。検査の対象の拡大は、強いて言えば、陽性の方は隔離して治るまでしっかり休んでいただき、陰性の方はしっかり働いていただくということが安心感を生み経済を回していく。先ほども両立というふうにおっしゃってたんですが、そういうことかなと思っております。

3密回避は言うまでもなく、検査と隔離は感染防止と社会経済活動の両立をしていく上で必要なことであると考えます。

関連した質問になりますが、9月の京都府知事の発表に対し、京丹波町病院でも検査の拡充についてはどのようにお考えになっておられるかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京丹波町病院での現在のPCR検査の状況につきましては、先ほど東議員のところで答弁させていただきましたし、今後につきましても、体制を整えばということで回答をさせていただいたところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君

○13番（谷山眞智子君） 今すごく検査方法なんかも開発されておりますので、それこそ簡単にできる、そんなに時間もかからないという検査方法も多々出てくると思います。その中で、特に、ニューヨークなんかでは、いつでもどこでも誰でも無料で検査できるという体制になっておりますが、日本の場合、そこまでする必要はないということをよく言われますが、本当にどうかかなと思って不安に思ってる方もたくさんある中で、簡単に、そんなに負担にならないように検査できるということは、安心であり活動も盛んになるということだと思えます。これから簡便な検査方法とかが出たら、京丹波町病院でも取り組んでいただきたいと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ご質問いただいている内容がよく分からないんですが、抗原検査とか抗体検査のことをおっしゃってるのかもしれませんが、PCR検査というのは、一定の検査体制の中で行うというものでありますので、先ほど東議員のところでも申し上げましたけれども、現時点では、無症状の方に繰り返し検査を行うというようなことは、効率的ではないのではないかというふうに考えておるところでありまして、一定の症状があったり、濃厚接触者であったり、感染が疑われるようなある一定の特徴ある集団にある方に対して検査を行っていくというのが現実的には有効な方法であると考え次第であります。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今の状況で答弁を求めるといことがちょっと早いかもしれませんが、検査方法も変わってくれば、また府のほうも変わる方法でされると通達もあると思いますので、またそのときはインフルエンザの検査みたいにできるような形をとっていただきたいなと思っております。

続きまして、3番目です。

新型コロナウイルス感染再拡大が止まらない中、台風による豪雨などの自然災害が起こった場合、避難所についても3密を避けるなど、従来とは異なった対応が求められます。地元にある府立丹波自然運動公園を活用できないでしょうか。京都府に打診するなど対策を検討されているのかどうかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 府立丹波自然運動公園につきましては、避難所候補の1つとして既に協議を行ってるところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 以前に府立丹波自然運動公園を避難所として使えないかと、ある課長にお伺いしたところ、府立丹波自然運動公園は府のものであって、なかなか許可が出ないやろとおっしゃったので、府民である私たちが使うことについては問題はないのではないかと考えて京都府の危機管理室にお尋ねしました。そうしますと、京丹波町の避難所はどのような状況なんですかといろいろお尋ねくださって、コロナ禍にあります避難所としてはなかなか一次避難所というのもそんなに広くないし、二次避難所といっても限られてきますので、コロナ禍において安全なところ、3密を避けるために広い場所も必要ではないかということでもちょっとお尋ねしたんですが、どうなんですかとお伺いしました。その回答については考えてみますということで、答えは必要ですかということで、お願いしたいと思いますら、4日後ぐらいに電話を2回ほどいただきました。そのときに、京丹波町はコロナ

に対しての避難場所について、府立丹波自然運動公園と須知高校の職員宿舎の2か所について、お話をされているみたいですよという返答をいただきました。府の方がそういう答えを言われたので、その話の結果はどうなったのかなということをしごく疑問に思っています。京丹波町と府立丹波自然運動公園との話の結果はどうなっているのか、ちょっとお伺いしたかったんです。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議員おっしゃるとおり、避難所につきましては、3密を避ける意味でも複数あったほうが良いと思います。したがって、府立丹波自然運動公園の、例えば中央管理棟の2階の無料の休憩所でありましたり、そういったところにつきまして府立丹波自然運動公園と協議しておるという状況でございます。京都府におかれましても、そのあたり協議いただいているものと理解しておりまして、何らかの返答があるというふうに今後考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 教員住宅につきましては、現在、教員住宅に住む人がいないということで、それを有効活用できないかということで京都府に要望を行ったということをおっしゃっているのかというふうに推察いたします。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） その答えを京都府のほうからいただいたときに、なかなか京丹波町も一生懸命いろんなことをされてるんやなというふうに、すごくよかったと私は思ったので、一応それをお伝えしておきます。

続きまして、子ども・子育て支援についてお伺いしたいと思います。

（仮称）たんばこども園の併設施設として子育て支援ルーム、療育事業施設が設けられる予定になっています。子育てしていく上でいろいろな不安や疑問が出てくる中、親の切実な思いに対応できる施設としてどのような事業内容を考えているのかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町が目指します認定こども園におきまして、地域におけます子育て支援機能を担うために、各園に子育て支援ルームを開設し、親子の交流の場や保護者への相談対応なり子育て情報の発信、提供を行うこととしておるところであります。

その運営につきましては、現在、3保育所に併設をしております子育て支援センターの機能の充実と拠点化によりまして、こども園に就園されない児童や保護者を対象に、子育ての不安に対応した相談など事業展開を図ることとしています。

また、療育施設の併設に関しましては、たんばこども園の新園舎建設設計段階におきまして再検討を行いまして、子ども・子育て審議会でのご議論も経まして、瑞穂保健福祉センターを拠点として事業実施を行っていくこととしておるところであります。

本町療育事業に継続性、重要性を考慮した上で、母子保健事業などの福祉施策との連携など、総合的な支援体制の構築が図れるというふうと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今、町長が答えていただいたんですけれども、子育て支援センターとしての役割を果たしていただけるような内容でした。本当に子どもを育てるということは、母親や父親にとってでもですが、いろいろ悩み事の多い中で、構えて行かなあかんというようなところであれば、なかなか行きにくいと思います。気軽にちょっと相談ができたりとか、何でも相談ではないですけれども、そういう場所を造っていただけたら、本当にこれからの子育てにとっては大変前向きな、いい施設になるのかなと思っております。

それと、医療のほうにつきましては、瑞穂の健康管理センターのほうですということですから。やはり療育というのは、この頃、本当にグレーゾーンのお子さんもたくさんいらっしゃいますし、なかなか親も自分の子が障害があるとかそういうことを認めることに苦慮するという部分がありますので、そういうことも配慮しつつ、子どもも育ち、親もそういうことを認識して親育ちを重ねる。そういう支援をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、グループホームについてお伺いします。

京丹波町障害児者を守る会から、グループホーム設置の要望書が町に昨年10月に提出されました。設置することの必要性や問題点についてどのような検討をされ、また、進捗状況もお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） グループホームの設置に関しましては、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていただけるための住まいの1つとして期待をされておるところであるというふうに認識をしておりまして、昨年度に要望をいただきまして、切実な要望と捉えまして、関係機関とともに検討し研究しているところであります。

その中で、既存施設の活用の可能性でありましたり、また、運営面におきましては、安定的な収益の確保、特に、また問題となります人材の確保に係る課題につきましても、引き続き、関係機関と連携を図りながら、調査・研究も進めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） いろんな施設の訪問とかそういうこともされているのか。その点もお伺いしたいと思うんですけども。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） ご要望をいただきましてから、近隣の市町で同じようなグループホームを運営されておられるところへ、併せて要望いただいております町の社会福祉協議会の職員とともに、何度か視察をさせていただいております。また、8月には、株式会社主催の障害者のグループホームの立ち上げに関わりますセミナーというものがございまして、そこへも社会福祉協議会の職員とともに出席をさせていただきました。今後、コロナの状況を見ながらではございますけれども、近くのところでグループホームを運営されているところをまた改めて視察をさせていただきたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） いろいろな施設訪問をされたり研修をされているということです。グループホームを立ち上げるということは本当に大変な事業だと思うんですけども、やはり京丹波町には1か所しかグループホームがありませんので、せめてあと1か所、せっかくお母さんたちが一生懸命頑張っておられるので、何とかできるように頑張りたいし、また、我々も協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、須知小学校の保存と活用についてお伺いします。

学童保育所として旧須知小学校の一部が使われていましたが、丹波ひかり小学校の敷地内に学童保育を新設し、機能を移しました。旧須知小学校について放置されることのないよう、今後の保存と活用方法をどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 旧須知小学校につきましては、令和2年3月末をもちまして学童保育事業につきましては、丹波ひかり小学校の敷地内に移転をいたしました。

一方で、講堂なりグラウンドにつきましては社会体育施設として、弓道場につきましては京丹波町弓道協会の活動拠点として、また教室等につきましては倉庫として引き続き活用をしているところであります。

また、同施設につきましては、京丹波町地域防災計画に基づきます二次避難所に指定もしておりますので、そういった際の活用も想定させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 活用していただくのは大変結構なんですけれども、建物の状況とかそういうところで、少しずつでも修理したりとか計画的にさせていただけたらよいと思うん

ですけれども、その点はどういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 同施設につきましては、議員おっしゃるとおり、非常に古い建物でございますが、老朽化も著しい部分がございます。従来からそういった部分については必要に応じた修繕を重ねてきております。今も町長からございましたとおり、行政用途として使っている部分もありますので、今後も引き続き、対応をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 行政で使っていたり、社会活動に使っていたり、それは大変結構でございますが、その中で、やはり場当たりのな修理というのではなくて、ちゃんとした建物としての修理をお願いしたいと思うのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） そういった部分も含めまして、今後必要な部分、検討も重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 須知小学校出身者で、現在、文化財建物の保存と修理の仕事をされている岡本将吾さんという方がいらっしゃるんですが、この方は2003年に大学で教授とともに旧須知小学校の建築構造とかの調査を行っておられます。卒論にされているんですけれども、その中で、やっぱり地域で使われるのも大事けれども、それ以上の価値のある建物であるということが書かれておりますので、官公庁による歴史的資産を活用した観光まちづくりの推進や、総務省の事業などで歴史的建造物を活用した事業があるそうなので、そういうものをまた活用していただいて、本当に役場の形で使っていただきながら外見もちゃんと対応して、1つの京丹波町の歴史的な財産として残していただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） これで、谷山眞智子君の一般質問を終わります。

次に、岩田恵一君の発言を許可します。

1番、岩田恵一君。

○1番（岩田恵一君） 台風9号に続きまして、観測史上最大級と言われました台風10号が接近しておりますが、スピードアップしましたので、もう朝鮮半島のほうに行ったかなというところでございます。台風10号につきましては、発生当初から大変大きくなるだろうという予測の中で、いち早く警報等が発令されまして、情報の発信に努められて、今回、本当に人的な被害がなくてよかったなということで感心もさせていただきました。これも1つの指針になるのかなというように思っていました。

谷口議員からありましたように、本町でも稲刈りも本格的なシーズンを迎えまして、私も先日終えたんですけど、今日も強風区域にも入っております、倒木などの被害がないようにとお祈りしているところでございます。

それでは、9月定例会におけます私の一般質問を行いたいと思いますが、一部関連質問等もございますので、お答えできる範囲でよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、コロナ禍におけます教育環境の整備について、教育長にお尋ねをしたいと思っております。

このところ少しコロナ感染者数も全国的に減少傾向にございますが、まだまだ予断を許さない状況の中、ウィズコロナというような新しい生活様式を取り入れた日々の対応が求められているところでございます。

そうした中、小中学校では、短い夏休みを終えまして、2学期が始まっておりますけれども、子どもたちもこれまでとは違う学校生活の中で、ストレスも感じながらの日々を送っているのではないかとというふうに想像もしております。

まず、学校での様子を伺いたいのですけれども、このところ高等学校でのクラスターによる集団感染等の事例も報道されておまして、集団生活を送る学校での感染対策は難しい面も多いと思われまひます。本町小中学校での感染予防対策について、手洗いか手指消毒、教室でのマスク着用、密防止、給食時の対応、体育授業での取組とか、いろいろ工夫もされていると思うんですけども、そうした感染予防対策についてどのようにされているのか。少しずつ具体的にお話しいただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 学校現場は2学期をスタートしまして、小学校、中学校ともに頑張ってお取組をしておりますし、幼稚園も9月1日から再開をしたところでございます。

さて、コロナの感染者につきましては減少傾向ではありますがありますが、ウィズコロナ、日々の対応をしっかりとした上でということございまして、学校現場におきましても、感染予防を講じながら通常の学校教育が進められるように対応をしているところでございます。

具体的には、今、議員からご指摘いただきましたように、3密を防ぐとかマスクの着用、さらには教室の換気、手洗いの徹底、それから、子どもたちが帰ってからは、先生方によります消毒作業というようなことで、感染予防の対策をそれぞれ講じた上で、学校生活が送れるように、教育活動が進められるように、今一生懸命取組をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） これまでにない経験もありますし、これまで以上の対応、経験のない対応もせんなんということで大変だというふうに思っております。

当初、入学から始業の日まで遅れて、授業の遅れも大変心配されました。先生方の負担も相当なものではないかというふうに推察もいたしますし、子どもたちに加えまして、先生方も多大なストレスがたまる毎日ではないかと推察をいたしております。学期末までに遅れがないように取り戻してというようなこともあるんですけども、そういう取組ができそうでしょうか。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 今度は、現場の学校の教職員の件でございますけれども、私のところの町内の学校、それぞれ中小規模でございますして、学級担任が担任1人でその学年を見るというような形が多いかと思えます。そこら辺は工夫をしていただきまして、教科をどこまで進めているかとか、実際の授業の場面とか、いろんなことで悩むことがあると思ひまして、町内の各学校では、学年の先生方の集まる機会をつくって、そこで情報交換をしていただいて、どこまで教科は進んだというようなことを隣の学校の先生との交流をしながら対応しているというようなことでございます。町内の小学校であれば5校、中学校であれば3校の先生方が、お互いに連携協力しながら取組は進めていただいているものというふうに思っております。それ以外にも教務主任の先生方、教頭先生方におかれましても、それぞれの立場で、それぞれの役割を担っていただいているわけですが、1年間の授業計画をどうしようか、また、学校全体としての取組をどうしていこうかというあたりで情報交換をしながら、しっかり対応してもらってるし、これからも2学期の途中にもそういう機会を設けて対応していこうということで進めていただいております。一定そのあたりで連携協力は進んでいるものと思っております。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） ご苦労いただいているんだなというふうに思ってます。

その中で、GIGAスクール実現に向けた教育の実践が進められようとしております。今

回、9月補正予算に予算化されていないようですけども、12月補正での対応ということになるんですか。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 8月にお世話になりました臨時会で、一定予算化をしていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 大変勘違いしておりまして、失礼をいたしました。

本件につきましては、8月26日付で公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、3中学校、5小学校あるんですけども、これの電源キャビネットということで、500万円弱の内示が来たというふうに聞いております。補助金も内定いたしまして、今後進めていかれるということになりますけれども、それぞれの学校での課題とか問題点があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） GIGAスクール構想の実現に向けましては、小学校、中学校ともに、まずはICT機器の整備をすることが1つ。もう1つは、各学校におけます先生方の指導体制の充実、すなわち指導体制をしっかり整えていくということが最大の課題であるというふうに考えております。教育委員会といたしましても、各学校とともにICT環境を活用するための研修や教員によるICT教育推進プロジェクト会議を立ち上げまして、GIGAスクール構想を実現するための取組をこれから進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 町内の中学校では、補習授業に対応すべく教員のOBなどを活用して成果を上げたらどうかというふうに思います。国内でも大分市町村では取り入れておられるということを報道もされておまして、聞き及んでいるんですけども、本町で取り組むお考えはないのか。もう既に取り組んでるということになっているのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 補習授業等への対応につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によります対策といたしまして、京都府の事業をうまく活用させていただきまして、小学校では個別補充学習としてジュニアわくわくスタディ、中学校では中1振り返り集中学

習、そして中2学力アップ集中講座というものを、例年より時数や対象学年を広げまして、実施する計画としております。もう既に取組を進めているところと、まだこれからだというところがあるかもしれませんが、そういう形での学習に取り組んでいく予定にしておるところでございます。

この件につきましては、今も議員からございましたように、OBの教員を活用するという事で考えたいと思っておりますが、なかなか指導者の確保が困難な状況でございます、何人かの先生にはお世話になっているわけですが、いざ放課後の3時から4時半頃までお世話をしてもらえませんかという時間がうまく合わないという部分もある中で、苦慮しているという状況でございます。でも、取組そのものはしっかり対応しておりますので、何とか行けてるという状況ではございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） そういうことで頑張っていたらなというふうに思っております。授業が始まって楽しみにしていたという子もおれば、第2波と言われるコロナ感染を回避するために学校を自主欠席させているという家庭も多く見られるということで聞き及んでるんですけど、町内ではそういった事例は今のところございませんか。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 町内全ての学校での欠席状況について把握したわけではございませんけれども、今議員のほうからご指摘いただいた状況については、私のほうは聞いておりません。健康上、欠席する子どもは当然あるとは思いますが、コロナの関係でのお休みということは聞いていない状況でございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） そんなことがあったら寂しいなという思いがしたのでちょっとお聞きしました。それと、こういったコロナ禍でございます。修学旅行も楽しみにしているのではないかというふうに思うんですけど、実施する予定なんですか。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 学校行事等ということで、修学旅行や運動会、体育祭、文化祭、学習発表会等々、こういう学校ならではの教育活動がございます。勉強が遅れてるから勉強のほうも気になるということで、学校行事を少なくするというのも一方ではあるわけですが、子どもたちの成長にとってとても大事な取組だというふうに認識をしております、町内の小中学校と連携協力しながら、学校行事については、何とか感染予防対策をしっかりと

やりながら取組を進めていけたらなということで今進めておるところでございます。ただ、議員もおっしゃってるように、これからのコロナの感染の状況がどのように変化するかは、一日一日変化しておりますので、慎重に判断していきたいと思えますけれども、修学旅行等をはじめとする学校行事につきましては、何とか感染予防対策を講じながら実施をする方向で取組を進めておるといふことでございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 文部科学省では、修学旅行のような引率の先生方がおられるなど、一定の規律に基づいて適切に実施される旅行等については、基本的に控えるべきではないというふうなことも通達であるみたいでございます。

あわせて、今はやりのG o T o トラベルの事業を活用せよというふうなことが教育委員会に来ているのか分かりませんが、そういうのも活用して行ったらいいのではないかと、というふうな話も来ているわけでございます。またそんなことも検討されたらというふうにも思っております。

最後に、子どもたちが新型コロナウイルスを正しく認識、理解し、現状の新しい学校生活様式を受け入れまして、仮に感染者が町内で発生した場合でも、誰もが感染する可能性があるものとし、感染者や家族を差別しないということはもちろん大事ですし、医療従事者や社会活動を支える人たちへの敬意とか感謝を持つ心を育てる教育をぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目の危機管理対応についてでございます。

台風10号も観測史上最大級と言われ、地球規模の気象変動から、本年は太平洋上の海水温も30度以上となっております、台風の発生確率が上がり、同時に、台風の規模も大きくなる状況が整っている年だというふうにも言われております。今後の気象情報に十分注意して気にかけておく必要があると思ふんですけども、そうした中、本年7月の九州地方を皮切りに発生した全国的な豪雨によりまして、大きな被害が出たというのは言うまでもございません。想定外の事象はどこで起きてもお不思議ではないと考えております。いかなる有事の際にも備えは万全にし、町民の安心・安全につながる対策が必要だと考えております。

特に今年は、来年以降も続くかもしれないけれども、新型コロナウイルス感染症対策も講じての対応が迫られております。避難行動も指示に一本化されまして、自治区との連携ですとか消防団など各組織との協力・支援も従来の方法に加えて対応も必要になってきたのではないかと、いうふうにも思っております。3密を防ぐ避難所の在り方としては、運営方法、また避難所自体の見直しも含めまして、その取組状況をお伺ひしたいと思います。

先般、新聞報道にも、コロナ禍における避難訓練も防災の日に合わせて実施をいただいたという記事がございました。その際、訓練の中で、課題とか問題点が見つかったということがあれば、それも含めてお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 感染症対策下におけます避難所での課題ということですが、ご案内のとおり、密を避けるということが1つでありますし、もう1つは、体調管理ということであるというふうに考えております。本町におきましては、国の方針も踏まえまして、ハザードマップや過去の経験等から、自宅や親戚、友人宅なども避難所として選択肢に挙げていただくよう、区長会の場合でありましたり、また、チラシの全戸配布など、周知に努めておるところであります。また、発熱や体調不良を訴える避難者につきましては、旧町単位に特別避難所を設営し対応をしておるところでございます。

また、テントやパーティションを導入しまして、感染防止やプライバシーに配慮した避難所の運営も図ることとしております。

さらに、非接触型の体温計でありましたり、手指用の消毒液、マスクなどをまとめた避難所ボックスを全ての避難所に配布をすることで、避難者の体調管理や施設の除菌などに努めていただきたいというふうに考えておるところであります。

今もありましたとおり、一次避難所の設営と併せまして、特別避難所の設営なり避難者の受入れについて、有事の際の実効性の検証ということで、9月1日に和知地域におきまして京都府の地震災害図上訓練に合わせまして、職員によります避難訓練を実施したところあります。その際の課題点等につきましては、総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 9月1日に実施させていただきました今回の訓練につきましては、京都府の図上訓練で、地震を想定した訓練でございます。当然、平日でございましたので、朝から明るい中、それも好天気の状態を実施をさせていただきました。

しかしながら、今後、台風等を想定する際には、やはり夜間、風雨がきつときというような悪状況の中での行動対応が迫られるというふうに感じております。いかにそのあたりをどう対応していくか。雨の中、発熱者をどう安全に特別避難所に送り込むかなど、また、対応する職員にも感染のリスクがありますので、そういった安全を確保していきながら対応していかなければならないという状況があります。

当日は、保健師を中心に、そういったところを想定しながら動きを一つ一つ確認しながら、

総勢30人弱ではございましたが、その場面場面で切りながら確認し、全員が情報共有できるような訓練をさせていただいたところがございます。

いろんなケースが想定されますので、例えば避難所に行けない方でありまして、発熱をされた方で交通手段を持たれてない方の輸送も訓練の中に入れさせていただいて取り組んだところがございますが、いろんな場面を想定して、初めてのことで予測できない部分もあるかもしれませんが、できるだけそういった場面を想定して、シミュレーションを持ちながら今回訓練もさせていただいたところがございます。今後も協議をさせていただきまして、十分な対応ができるように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 4日ほど前でしたか、私も区長をやっているのも町長から先ほどありましたボックスが届きました。中身全て確認できてないんですが、コロナ禍に対応したものは入っているのかなということでございますけれども、今、総務課長からもあったように、そういう訓練は非常に大事だというふうに思っております。コロナに対応した検温とか職員が訓練された内容について、我々、承知していませんが、一次避難所にまずは避難することになりますと、区長か二次防災組織である町が仕切ってやらなければいけないというふうに思うんです。そういう段取りとかについて、事前に区長なりそういった方々に対して研修というか訓練の必要性もあると思うんですけど、そういった対応についてどうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まずは、先ほども申しましたが、3密を防ぐということが大事になってくると思います。

したがって、先ほど町長の答弁にもありましたように、各ご家庭に避難のフロー図というチラシもお配りしているところがございます。それには、今までと違いまして、以前なら一次避難所、二次避難所ということで避難していただくのが通例になっておりましたが、コロナ関係の今日につきましては、親戚でありますとか、友人宅でありますとか、そういったところも避難場所の1つに入れていただきまして、そういったところが確保できない方につきましては一次避難所に来ていただくといった流れになっております。

したがって、各区長には、地元の公民館等の避難所で今までどおりお世話にならなければいけないのですが、そこで先ほども議員おっしゃいましたように、避難所ボックスというのを、一部届いているところもありますが、近日には届けさせていただくということでご

ございます。その中には、体温計でありますとか、消毒液でありますとか、避難者のマニュアルでありますとか、避難者の名簿を書いていただくものでありますとか、そういったものは収納されております。大変ご苦勞をいただかなければいけないのですが、区長、ほかの役員の方になるかもしれませんが、避難をされてきた方に対しましては、体温計で測っていただきまして、熱があれば役場に連絡していただくか、もしくは特別避難所というのもチラシのほうに設定させていただいておりますので、そちらに向かっていただける方は行くと。もしそれが不可能であれば、そちらに輸送させていただくというような仕組みづくりをさせていただいております。各区長には区長会で、地区別にそういったところを一定説明させていただいて、ある程度承知いただいているかと思っておりますし、おっしゃるとおり、今後もそういったところも訓練ができたらと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 先ほど谷山議員からもあったんですけど、コロナの関係で3密を防ごうと思ったら、一次避難所ではとてもやないけども、区民全員を収容できないし、二次避難所もしかりやと思うんです。そういう中で、もう少し避難所として、町内にある公的な施設を有効活用するというような取組も進められたらというふうに思うんですけども、絶対数がないかもしれませんが、そうした取組について進められておるのかどうかお伺いしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） これまでからの避難状況等は当然把握しておりますので、各区からご要望があれば、パーティションなりそういったものを即座にお配りするというような体制づくりは持ち備えております。

一次避難所、二次避難所というように区別しておりますが、先ほども議員おっしゃったように、やはり複数の避難所に分散させるということが大事になってきますので、そういったところも含めて検討しておるといところでございます。今後におきましても、まだまだ検討の余地はあるかもしれませんが、シミュレーションしながら検討しておるといところでございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 災害等避難指示が出た場合、自力避難が困難な高齢者とか障害者に対しては、逃げ遅れが重大な事故を招く要因となりかねないということから、民生児童委員とか消防団、区民の中で役割分担など体制をとりましてということになるんですけども、やは

り7月の豪雨でもそうですけども、災害時には避難弱者である高齢者の方たちが犠牲になられたという経過があるのが現状でございます。

政府においても、高齢者一人一人の避難方法を定めた個別計画の作成を市町村に促したところでございますけれども、その取組状況についてお伺いします。

また、かねてから本町でも組織化を促しております自主防災組織の設置とかその取組状況についても、併せてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 今お尋ねのございました個別計画につきましては、対象者の方等については把握をさせていただいておるんですけども、やはりそういった方の状況を一度把握をさせていただいたり、そして関わっておられるケアマネジャー等がおられましたら、その方からもご様子を伺ったりということで、いろんな方との連携の中で策定をさせていただかないといけないものであると思っております。なかなか現時点では、実際、取組のほうは進められておりませんが、また今後、ある程度対象者の方が多くおられますので、本当に必要な方からそういうことが取り組めていけるかどうかというあたりも含めまして、研究を重ねさせていただきたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今の答弁に加えまして、現在、本町では、防災連絡協議会というのも設けてます。そのメンバーといたしまして、区長会の代表者の方でありましたり、民生児童委員協議会の会長・副会長、消防団の団長・副団長、また、オブザーバー的には、南丹警察署の方、園部消防署丹波出張所の所長なり、また、関係事務局としてはにぎわい創生課、瑞穂支所、和知支所、保健福祉課、危機管理室、こういったメンバーで防災連絡協議会を、この間も9月4日に開催させていただいたところでございます。平成30年度からこういったメンバーで集まって協議はさせていただいております。今申しました組織が情報共有して、即座に横の連携が取れるということを目的にこれまで協議をさせていただいたところがございます。やはりいざというときにお世話にならなければいけない方々に情報を共有していただくというのは大事でございますので、今後も折を見てこういった協議をさせていただくという計画をしております。

また、自主防災組織でございますが、今手元に細かい情報は持ち合わせてはおりませんが、現在、9組織で組織させていただいております。

ほかにも、町長の行政報告にもありましたように、何区かまたこれから予定をさせていただいてるところもございまして、我々としましても、ぜひともこういった組織をつくっ

ていただきまして、それが地域の安心安全につながることを期待しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 危機管理につきましては、これまでの対策とか対応では、これからの災害時、非常時には通用しないというような認識から、抜本的な見直しを進める自治体が大半でございます。本町においても、そうした中で、対策・対応をしっかりとしたものにしていただくよう、お願いをいたしたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

国道・府道の改良状況についてでございます。

国道2路線は京阪神と北部を結ぶ要衝でございます。また府道は生活を支える路線であることから、町をはじめ各改良促進を願う団体から毎年関係機関に要望活動が展開されております。半世紀にも及ぶ活動もございますけれども、その進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国道9号線につきましては、年2回でありますけれども、福知山市と京丹波町で協議会をつくっております。要望活動は合同で行っております。

国道27号につきましても、これは町独自で要望活動を行っております。

次に、府道につきましては、これはたくさんありますので、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 府道につきましては、現在、京丹波町内で改良促進協議会など6団体が活動されており、毎年関係機関に対しまして要望活動を行っていただいております。

進捗状況につきましては、まず、一般府道上野水原線につきましては、供用区間約5,800メートルのうち、約4,880メートルが2車線改良、約250メートルが1.5車線改良済となっております。現在、国道9号線から150メートル区間の整備をお世話になっております。

主要地方道舞鶴和知線につきましては、供用区間約11キロメートルのうち、約7.9キロメートルが2車線改良、約0.7キロメートルが1.5車線改良済となっております。

一般府道上杉和知線につきましては、供用区間約3.9キロメートルのうち、約1.2キ

ロメートルが2車線改良済となっております。

主要地方道市島和知線につきましては、供用区間約5.8キロメートルのうち、約2.9キロメートルが2車線改良、約2.2キロメートルが1.5車線改良済となっております、残り700メートルにつきましては、現在、事業中でございます。

主要地方道京丹波三和線につきましては、供用区間約17.9キロメートルのうち、約6.5キロメートルが2車線改良、約7.8キロメートルが1.5車線改良済となっております、現在、下山工区といたしまして、約1.7キロメートルの事業を実施していただいております。

一般府道広野綾部線につきましては、平成30年度に京丹波町内は完成をいたしております。

府・県道篠山京丹波町線につきましては、令和元年度に1.5車線につきましては完成をしております、同盟会といたしましては、全線2車線化に向けて引き続き要望を行っていく予定としております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 道路は、生活基盤を支えるインフラの最たるものでございます。特に、国道・府道は、本町の経済活動にも大きな役割を担っていることから、安全で安心な道路構造でなければなりません。各路線においては、引き続き、各促進団体と連携して安全・安心につながる取組がなされ、事業進捗が図られるようお願いしたいと思います。

私たち議員においても、各関係機関や地元選出代議士などに対しても積極的に要望も行っているところでございまして、それぞれの立場で働きかけを行っていけばと思っております。

今般、国道2路線、9号、27号に絞ります、かねてより町や地元から要望しています懸案の箇所について、私たち所属会派の議員において調査をする中で、地元選出代議士にもこれまでの経過を説明いたしまして、同時に国交省福知山河川国道事務所にも出向きまして要望をする中で、取組経過ですとか今後の事業計画等についても説明を受けてまいりました。

9号では、上大久保から水原区間の視距改良、急カーブの曲所改良、橋爪地内の歩道設置事業の促進についてでございます。

中でも、橋爪地内については、一部用地交渉が難航しているというふうに聞いておりますけども、約100メートル区間は事業着手できる状況にはあるということでございました。これについては早期に着手したいということでございましたし、また、27号の関係は、先日、村山議員からもありました白土橋の改良、歩道設置等の件でございます。平成25年度

より予算化されておりますけれども、毎年調査費のみにとどまっております、地元区長からは、過去の経過は最悪だと。説明会はあったけども、何ら進展していないとお話も伺っていたところでございます。これについて、平成25年度以降の要望活動については、どうであったのかと思うんですけども、その辺の要望について町はされてなかったのかどうかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 平成18年5月2日から、ほぼしてない年もあったんですが、10回程度国土交通省のほうにも要望活動を行っておりますし、先般、議員がおっしゃってまず本年度7月にも要望書を提出させていただいて、国土交通省の道路部長様をはじめ関係団体の方と、8月7日に現地を確認いただいて要望したということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 今般のこうしたことも踏まえまして、早期事業着手に向けて、日頃からお話をさせていただいております地元代議士にもお願いをしまし、代議士からは、これまで具体的な要望は一切町から聞いていないというようなことでございましたので、国交省の政務次官であったにもかかわらずちょっと寂しいなど。何でやったのかなという思いでございます。こんなことで、去る8月7日、地元代議士にもご足労いただきまして、国交省近畿地方整備局道路部長、福知山河川国道事務所の所長、また太田町長にも同行いただきまして、現地確認等が実現をしたということでございますし、また地元区長からもその場で要望もしていただきました。

このことから、国交省においては、危険度からも早期対応が必要との判断をいただきまして、これまでの調査費から補正対応で本年度中に設計協議、それから関係機関への協議を進めながら、地元説明を開催したいという、本当に前向きな判断をいただいております。また用地測量とか物件調査にも併せて取り組みたいというような報告もいただきました。

太田町政にとりましても、積年の課題案件の解決に大きく前進したと思っておりますし、大変喜ばしいことだというふうに思うんですけども、町長にそういったご報告がありましたか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田昇君） 今おっしゃったような形での取組を進めていきたいということで、地元選出代議士から報告があったところでもありますけども、村山議員の質問のときにもお答えさせていただきましたが、カーブのところに架かってる橋を、一本あるものを二本に架け替えるということで、公安協議の中でかなり手前から逆走などがないようにやっていくという

ことでありますので、かなりの期間、延長を工事をする必要があります。一定の期間は要するというふうには聞いておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） おっしゃるとおりでございます。

施工から供用開始までは大体四、五年かかるのではないかというふうに聞いております。まずは地元住民の皆さんや地権者の皆さんのご理解とご協力なくしては進みませんので、町サイドにおいては、関係機関と連携、特に国交省と近くの福知山河川国道事務所等、十分な連携を取っていただいて、積極的な関わりと協力依頼に向けて頑張っていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

町政の推進にとって、町民にとって、何が重要で何が大事か。事業を進めるための手段として、地元代議士を大いに使う。使うと言うたらちょっと語弊があるかもしれませんが、連携を強化して、情報を常にいただくというようなことが非常に大事ではないかというふうに思いますし、それが町にとってプラスになれば一番よいことなので、町長については、さらなる町政の推進にはそういうことも必要だということをぜひお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、岩田恵一君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は1時ちょうどとします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の本会議における議員につきましては、感染予防対策として密を避けるため、午後からも議員7名には別室に移動いただき、テレビモニターでの視聴をいただきます。あらかじめご連絡をしておりますとおり、7人の議員の移動をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時01分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在、着席いただいている席を本日午後の席順といたします。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

6番、坂本美智代君。

○6番（坂本美智代君） それでは、ただいまから令和2年第3回定例会におきまして、通告

書に従い、次の3点について町長並びに教育長にお伺いをいたします。

1点目に、教育環境についてお伺いをいたします。

2月27日、安倍首相による突如の全国一斉休校要請で3か月間にわたって臨時休業となりました。新型コロナウイルス感染症の対策としたものの、全国一律の休校自体に効果があったのか疑問視される声もあり、京都府内においても、自治体の判断で授業を実施している学校もありました。子どもたちへの感染のリスクはできるだけ低く抑えたい。しかし、学校の閉鎖は、子どもたちに別のリスクを与えます。今後も休校があり得る状況を考えますと、こうした感染拡大の防止と休校によるダメージの双方から検討して判断することが求められるのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお伺いをいたします。

1つには、新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止のため、本町の小中学校は、3月3日から3か月間にわたって臨時休業といたしました。4月の新学期から5月にかけての2か月間の臨時休業中は、家庭学習のための配布物やCATVの活用で学習支援をし、また、授業の遅れを取り戻すために、夏休み期間を短縮するなど対応をまいりました。

文部科学省は、臨時休業により生じた授業の遅れは、2年から3年かけて取り戻せばよい。心のケアを大切にするという方針を示されております。

そこで、お伺いします。

臨時休業により生じた授業の遅れは、何時間ぐらいなのか。また、6月、7月では、何時間取り戻すこととなっているのかお伺いします。また、今後の計画はどうか併せてお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） まず、4月、5月と臨時休業の期間がございまして、そのときの授業時数のこととございましてけれども、ある町内の小学校の五、六年生の例ということで、今から申し上げたいと思っております。まず、通常の1学期でしたら、377時間の授業時数の計算をしていたようでございます。このうち、4月、5月と休みにしたということで、その分授業ができなかったわけですがけれども、6月から授業を再開いたしました。そこで6月、7月にわたる7週間分の授業時数として、その学校がカウントしたのが210時間です。さらに、夏休みの休業を短縮しました。まず7月分、7日分ですがけれども、この合計の授業時数が33時間です。そして夏休みの後半、8月18日から2学期をスタートしましたので、いわゆる通常より9日間早く始めたわけですがけれども、9日間で47時間の授業をしております。合計6月、7月、そして夏休みの短縮の分を合わせまして、290時間授業に取り組

んだということでございます。

これからしますと、1学期に377時間する予定が、290時間は取り組んだということで、87時間不足したということになっております。授業時間数的にはそういうことでございます。

学校現場のほうでは、学習の遅れとかいろいろ聞いておりましたけれども、8月いっぱいまでの夏休み休業期間の短縮までに取り組んだ時間はそれだけあったわけです。不足した授業時数につきましては、特別活動とか総合的な学習の時間は多少縮小したりした分がありますけれども、ほぼ取り戻したようでございます。国語、社会、算数、理科などは、いわゆる通常の9月の初めとほぼ昨年並みの学習でスタートできているように聞いておるところでございます。

ただ、実技教科、音楽、図画工作、体育、こういった学習については、僅かながら単元を残しているところもあるようには聞いております。

これからにつきましても、とにかく子どもたちに不安を与えてはならないということで、来年の3月まで、この2学期、3学期で学習計画をどう組んでいくかについては、学校現場のほうではいろいろと工夫をしております。時間割の工夫、学校行事等の短縮を含めた形での工夫、教科間の工夫、いろんな工夫をしまして、何とか来年の3月までに本年度学ぶべき学習内容がほぼ取り組めるだろうという見通しを持ちまして、3学期までの学習計画を一応組んでおります。そのことを子どもにしっかり伝えて、子どもとともに2学期、3学期で頑張っただけで学習していこうねということで、今、取組をしているということでございます。

ただ、この87時間という授業時数が足らなかった分については、回復しようと思えば、冬休みとか春休みを削らないとできないという格好に計算上はなります。それはちょっととてもできないことかなというふうに思いますし、また、今、議員ご指摘のように、文部科学省のほうも今回のコロナのことであえて標準授業時数が少し足りなくても、これはやむを得ないことだろうということで、許容範囲を考えております。本町といたしましても、何とか今年学ぶべき学習内容については、ほぼ学習できるというふうに捉えているところで、学校現場で取組を進めているということでございます。基本的に小学校も中学校も同じような状態で、学校現場としては、何とか3月までに学習を終えられるというふうに見通して、取組を進めてもらっているということでございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、教育長から詳しく授業内容、また、不足する時間割について、今年度3月までには、それを習得できるようにという努力はされていることをお伺いいたし

ました。授業の遅れについては、確かに遅れを戻すことも大事ではありますが、やはり二、三年かけて取り戻せというのは、心のケアという部分も入っているのではないかと。ただ、授業だけではなくて、そういうことも含まれてのことと思うんです。授業を詰め込むということは子どもにも負担であります。今回のコロナ禍によって、3か月間学校を休むということによる心のケアというのは、一部の子どもだけではなくして、子ども全員の問題でもあります。マスクしながら生活をしなめかんとという新しい生活様式のこともありますし、また、保護者の方によっては、仕事を失うという方もおられて減収にもなるなど、そういうことはやっぱり子どもにも大きなストレスがかかってくるかと思うんです。学習ももちろんですが、その子その子のいろんな問題も抱えてきたこの期間かと思うんですけれども、そういった対応とかは十分対策がされてきたのか。これからも長いスパンになろうかとは思っているので、一概にこうしたらケアができるというものではないんですけど、教育委員会としてはどのように考えているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） ただいまご指摘いただきましたように、児童生徒の心のケアというのは大変大事な点だと思います。それでなくても2か月も3か月もふだんの学校生活とは違うリズムでの生活が続いたわけですから、当然、リズムも狂ってるかなというふうにも思っております。この点はやっぱり学校が一番心配していたことで、まず、子どもたちが学校生活のリズムを取り戻すことを一番に考えたということで、子どもたちの生活リズム、学校生活でのリズムを取り戻せるように努力をしてきたということでございます。その次に、生活リズムを整えた上で、学習にも取り組んでいき、クラブにも取り組んでいくという手順で来たのではないかと思いますし、これからもそれは続けていきたいと思っております。

確かに、今まだコロナの関係は続いておりますので、それぞれこの対策については、ご家庭、保護者の皆様のご理解も当然必要ですし、地域のご理解、支えも必要だと思いますので、これからも学校現場と家庭、保護者の皆さん、地域とも十分連携しながら取組を進めていきたいと思っております。

あわせて、特に学校現場のほうに指示してますのは、児童生徒の様子をしっかりと観察をしてくださいということをお願いをしておるところでございまして、自分の担任の子どもだけではなくて、全教職員が全校児童生徒を見ていくんだという観点で日々の生活を過ごしてほしいと。そして、気が付いたことがあったならば、教職員間で情報交換をして、もし課題があるなら、それはそれで組織的な対応をしていかなければならないということでございますので、しっかり全校児童生徒を全職員で見てやってほしいということを強く現場のほう

には訴えているところがございます。これはしばらくその形は続くだろうし、学校現場もそのつもりで子どもたちの心のケアのことについては十分配慮をしてくれてるものと認識しているところがございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） きちっと全職員によって全児童生徒の様子を十分見てもらうということは一番大切なことでありますし、そのような答弁をいただきました。受験生である中学3年生の生徒さんは高校受験を控えているということで、それだけでなく受験という大きなものに不安はありますし、それ以上に今年は特にコロナのことに よりまして授業ができなかったということがあります。また、それを取り戻すために詰め込むと言うとおかしいですけど、時間数を短縮して習得しなければいけないということもあるかと思うんです。そういったときに、やっぱりご家族や保護者の方によっても、いろんな相談もあって、学校の担任なりそれぞれの先生方が相談を受けられると思うんですけれども、そういったことは教育委員会のほうにもちゃんと報告があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 1つずつの事例を教育委員会に報告をいただいているということではございませんけれども、毎月実施をしております町内の校園長会議とか教頭会議等を通して、学校現場での様子について、教育委員会としては把握をさせていただいているところでございます。

とりわけ、先ほどから議員もおっしゃってますように、心のケアのことでありますとか困難な状況に置かれている子どもの様子については、特にしっかり情報をつかまさせていただいて、教育委員会としても手だてを打たなければいけないし、時には役場当局の、例えば子ども未来課と十分連携しながら取り組まなければいけない事例も出てきております。そういった面につきましては、しっかりと教育委員会、役場とも十分連携協力しながら進めていきたいと思っております。

とりわけ、中3生につきましては、進路が間もなくでございますので、これについては丁寧に、子どもに対しても、保護者に対しても、学校から説明も必要だろうし、子どもの不安、保護者の不安も取り除きながら次からの進路を固めていくわけですけれども、それこそ丁寧に対応していくべきかというふうに思っております。

学習のことにつきましては、学校現場のほうで一定説明をして、こういうふうに学習をしていくということを子どもたちには説明していると思っておりますので、その中で子どもたちも安心しながら学んでいるのではないかなと思っておりますけれども、いかんせん大事な自分の進路の

保障ということになってきますので、このあたりは学校現場のほうも保護者、子どもたち、先生ともに三者面談とかを繰り返し取り組みながら対応はしてくれるものと思っているところでございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 受験生にとっては初めての受験のお子さんが多いと思うので、やはり保護者と子どもさんと一体となった相談の体制をきちっと構築していただきたいと思えます。

2つには、9月・10月は運動会や体育祭、学習発表会、また、文化祭と児童生徒にとっては楽しみで思い出深い行事が開催される時期でもあります。特に、最終学年となる児童生徒にとってかけがえのない学校生活の思い出となることから、現状での学校行事計画はどうなっているのか。また、保護者への理解を得るための対応はどうかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 学校行事というのは、学習とともに学校ならではの教育活動の中で大きな位置を占めておまして、子どもたちにとっては、人生の大きな節目といっても過言ではないぐらいのものがあるのではないかと、大きな教育効果をもたらすものであるというふうに認識をしております。一定教育委員会といたしましては、昨年度と同じようにというわけには行きませんが、感染予防をしっかりと学校行事に取り組めるように今進めているところでございまして、学校と子どもたちの間でどのような学校行事に取り組んでいこうかということのプログラムを考えるとともに、特に保護者の皆さんにも、今回はどういう形での学校行事をしていくかということの説明をする必要はあろうかと思っておりますので、それについても学校現場に指示をしているところでございます。現場のほうは、学校だよりとか学年の通信で今回の行事はこういうふうに取り組みますというのを説明はしているかと思えますけれども、そういう形で保護者の皆さんに十分理解いただきながら活動をしていきたいと思っております。

ただ、子どもたちの活躍する場でございますので、保護者の皆さんも見に行きたいなという思いもたくさんあると思うんですけれども、どうしてもコロナの関係で、人数が多くならないように、多少の人数の制限を加えさせていただいたりすることもあるかと思えます。このあたりにつきましては、学校の考えているコロナ対策、学校行事の持ち方の考え、この辺のところを十分ご理解いただく中で、ご協力いただきたいというふうに思っているところでございます。

中でも、学校行事で大きなものが修学旅行でございまして、午前中にもお答えさせていた

できましたように、感染状況が日々変化をしているわけですが、大事な行事でありますので、感染予防をしっかり取りながら何とか実施できる方向で今取組を進めております。

ただ、感染状況がどういうふうに変化するか、よくよく慎重に見極めながら対応していきたいと思いますが、実施する方向で今は考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、教育長から、人数は制限するものの、予定どおり体育祭なり文化祭なり、そういったことは行事としてはやっていきたいという前向きの答弁でありました。子どもたちにとってはそのときしかないのも、コロナというのも大変印象に残るかと思うんですけれども、やはりみんなとやる行事というのは、後から思い出としても意味深いものもあるので、感染予防は十分していただきながら実施をお願いしておきます。

次に、3つには、学校現場において、コロナ禍以前から先生方の負担は過重でありました。さらに今回のコロナ対策によって休業による学習の取戻しや校内の消毒作業などで余裕がなく、児童生徒への影響が懸念されます。4月に緊急事態宣言を出した7都府県の小中高に勤務する教職員等へのアンケート調査によれば、3割の方から子どもたちの話がゆっくりと聞けていないなどの回答結果が出されておりました。先ほどの教育長の答弁でも、全職員でしっかりと子どもたちの様子を見守るということでありましたが、本町の現況について改めて伺いたい。また、学校現場での声は聞いておられるのかどうか、伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） コロナの対応につきましては、学校再開から、学校現場のほうで子どもたちが帰った後、消毒等の作業があって一生懸命取り組んでおられてまして、それはそれで頑張っているなというふうに思ってたんですけど、よくよく後で聞いてみますと、これが毎日となってきますと、なかなか過重な部分もあるという実態も実は聞かせてもらったところでございます。そんな中で、京都府の事業でスクールサポートスタッフ事業というのがありまして、これをうまく活用させていただいて、現在は地域の皆様のご協力をいただきながら、教職員の負担軽減を少しでも図らせていただこうということで取組をしているところで、現場のほうからは、1人でも来ていただいてありがたいという声は聞かせてもらっているところでございます。これからまだしばらく続きますので、何らかの形での支援ということで、学校現場を支えていけたらと思っているところでございます。

それから、現場の先生方から直接私が耳にしたということではないですが、子どもたちの様子につきましては、学校だより等々で知ることが結構ございます。学校だよりは校

長なり教頭が基本的には作っているのかなと思いますが、クラスの様子をよく載せてくれておりますので、そのあたりをしっかりと見ながら、私は子どもたちの様子をつかもうというふうに思っているところでございます。月に1回は、幼稚園も含めまして各学校から教育委員会に出してくれますので、今子どもたちはどんなことを思っているのかなというようなことを聞かせてもらっているということでございます。

私は先ほど、現場のほうに、しっかり子どもたちを観察をするようにと言いましたけれども、もう少し言いますと、朝学校に来たときの顔がどうか、授業の場面での様子がどうか、休み時間の子ども様子はどうか、さらには、よく見えるのが、給食の時間に食べっぷりがどうなのかというあたりで、子どもたちの変化が見えるのではないかなということです。このあたりは現場の先生のほうがもっと堪能だと思いますけれども、そういうところにポイントを絞って子どもの様子をしっかりと見たら、ある程度子どもの動きが分かるだろうし、もし気になることがありましたら、すぐに子どもたちと十分話をしたり聞いたり、どうや元気かというような声かけをしてやることが大事ではないかと解しているところでございます。これからしばらくはそういう形での心のケアについては、十分配慮をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 府からのスクールサポートスタッフ事業によって援助をされているということではありますが、それは各小学校で何人のスタッフを派遣していただけるんですか。大体何人と決まっているんですか。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） スクールサポートスタッフにつきましては、学校規模によって人数が違うわけですし、例えば6学級以上のクラスがある学校でしたら、週に20時間来ていただけるということです。週に20時間といいますと、週に5日間ですので、半日ぐらいいてくれるという感じです。

それから、規模の小さいところでしたら週10時間ということで、1日2時間ぐらいいていただけるということで、消毒作業をしていただいたり、担当の先生方の印刷物をお手伝いいただいたりというようなことがあるのかなと思いますが、現場のほうでは、1人でも来ていただけたらうれしいというふうに聞いておりますので、多少なりとも役には立っているのかなと捉えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 学校の規模によって人数も違うということではありますが、1校に対

して週10時間来ていただけるというふうに理解させていただいてよろしいですか。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 一応今のところ全校入ってもらっておりまして、多いところでは3人ほどおられるところもあるし、1人だけのところもあるという状況です。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回のコロナの関係で一番心配されるのは、こういった集団生活でクラスターが生まれたらということがありますので、やはり学校現場というのは、高いリスクがあると思うんです。午前中にも質問がありましたが、学校現場での先生方とかのPCR検査というのは、症状が出ないとされないのか。それとも、よく家庭からが一番多いというようなことを聞くんですけども、学校現場においては、先生にしても、そういった関わる方へのPCR検査というのはされないものかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 今議員おっしゃっていますとおり、6月1日から8月31日までの数字で申しますと、家庭内感染が56%、学校内感染が15%という形で、やはり家庭内感染が多いということは事実であろうかというふうに思います。PCR検査に関しましては、午前中町長等が答弁されたように、必要な方の接触者であったりした場合にはされている場合もありますけれども、必要な場合に限ってということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 次に、4つ目には、コロナ感染予防として、小中学校の水道蛇口をレバー式に順次取り替えるとのことがありました。予定期間はいつまでの計画であるのかお伺いしたい。また、不特定多数の方が使用される、教育委員会の管轄する公共施設における水道蛇口の取替えも必要ではないかと考えます。その点お伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 小中学校については、水道蛇口のレバーにつきましてはほぼ完了したところでございます。それ以外の、例えば中央公民館等の社会教育施設につきましても、必要度の高いところからレバー方式に順次取り替えていくこととしております。既に取り替えているところもございまして、順次、取り替えていくということでございます。

ただ、部品なんかもなかなか不足しているようでございますので、いつまでという期限まで決めておりませんが、必要に応じて順次できるところからできるだけ早く取り替えていただくということで進めておるということでございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 早速きちっと進めていただいていることに感謝申し上げますが、避難所に指定されてるところもありますので、できるだけ早く順次進めていただくことをお願いしておきます。

2点目には、住民健診について町長にお尋ねをいたします。

コロナ感染予防対策のために、例年は6月から実施してきた住民健診を、本年度は10月末から3会場で実施される予定とのことでありました。会場数を減らして実施する主な理由をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） コロナ感染予防対策のために、3密を避けるということが非常に重要でありまして、会場において待合のスペースも含めまして、人の距離が一定保てる容積がある大きな会場での実施をさせていただくということで決定させていただいたところであります。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、町長から答弁がありましたが、大きな会場ということで3会場というのは、具体的にどこなのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） まず、丹波・瑞穂・和知地区1つずつ会場の設定をさせていただき予定としておりまして、健康管理センターと山村開発センターみずほ、和知ふれあいセンター、この3つを予定させていただいております。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、3会場は言っていただきましたが、何日間実施する予定であるのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 15日間を予定させていただいております。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 実施予定が15日間ということではありますが、令和元年度の実施会場数がどれだけあったのか。また、事業報告を見ましたら22日間実施されておりました。例年どおりに住民健診をされる方があった場合は、この3つの会場で15日間できちっとコロナ感染の予防対策が取れて実施できるのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 考え方をもう1回申しておきたいと思います。

3密を避けるということがありますので、広い会場が必要になってくるということであり、狭い会場でやって、待合を外で待ってくださいますというわけにもいきませんので、やっぱり一定規模の会場が必要になってくるということでもあります。健診事業自体がコロナの関係で春から夏先にかけて健診を延期をした自治体や企業等の健診が一定期間に集中するわけで、委託事業者において例年のような健診日の確保も難しいということがありますので、健診会場を移動する間の時間についても、少しでも健診時間に充てられるということもあります。また、集中して行うことによって、消毒等につきましても、同じ会場で効率よく実施ができるということで、3会場で15日間というふうにしております。

なお、受診をいただく皆さんには、人数が集中しないように時間をずらしての案内でありましたり、体調の悪い方にはもちろん受診を控えていただく、また、会場入り口での検温なり消毒などを徹底しながら実施をしていくという考え方がありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 密を避けるために大きな会場という考え方もあれば、やはりこれまで二十何か所かでされてた会場は、確かに公民館なんかが多いんですけども、そこに来られる方も人数的には少ないかと思うんです。だったらその分遠いところまで行かなくてもいいし、密を避けることもできるのではないかと私なりには考えるんですけども、今回の3会場は密を避けるためのスペースを持つために大きな会場という町の考え方はお聞きいたしました。

次に、令和元年度の受診率が基本健診で19歳から39歳で11.6%、特定健診が40歳から74歳で44.4%、後期高齢者で75歳以上が29%と出ております。よく特定健診でも、一定の受診率を目指して実施していただいているんですけども、こういった3つの会場で、そして期間が15日間ということで短期間になりますし、努力はされるかと思うんですけども、受診率が上がるのかなという心配もあります。その点のお考えをお伺いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今から実施をする健診の受診率がどのような想定になるかというのは、今の時点で予測することは困難であるというふうに考えますけども、どうしてそういう会場でやることになったかということは先ほど繰り返し説明しましたので、コロナの感染予防を進める上で必要だということで対策を取りましたので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） もちろん、今から受診率の想定はできないんですけど、昨年度の受診率に向けて近いものに、それ以上のものにするための努力は、町としてはしていただきたいということを申し上げておきます。

最後に、地球温暖化について町長にお伺いをいたします。

まさに、今、最大級の台風10号が九州に接近し、暴風雨に警戒し、多くの住民の方々が避難をしておられます。避難所での新たな避難者が受け入れられなくなっている自治体があり、対応に追われているとの報道もありました。今後、年々最大限の備えが必要とされる豪雨災害が増えてくると考えられます。

これまでには考えられなかった異常気象の要因に、地球温暖化が挙げられます。6月議会において、環境問題についての質問でもお尋ねをいたしましたが、この30年の間に少なくとも30もの感染症が新たに発見され、この背景に人間による秩序のない生態系への侵入や地球温暖化で熱帯雨林の減少が続き、野生動物と人間との距離が縮まり、新しい感染症が多発していると言われております。新型コロナウイルス感染症と地球温暖化と切り離して考えることはできないということでもあります。

8月8日、京丹波女性の会が毎年開催をしていますエコライフ研修会で、気候変動と感染症と題して、農芸高校の田中先生に講演をいただき、人間と自然との関係に地球温暖化がもたらす影響が大きいことを改めて再認識をいたしたところであります。

本町では、ごみの減量化やごみの分別、再生可能エネルギーの活用などなど取組を実施してきましたが、気候変動の問題に町民の一人一人が自分のこととして考えるため、気候変動の現状や影響を共有することが重要と考えます。

現在、世界では、1,000を超える自治体が、また、日本では、長崎県壱岐市が今年の9月に最初の気候非常事態宣言をし、現在まで全国で29の県市町が議会決議を上げられております。

本町においても、地球温暖化を防止する対策を一步前に進めるために、気候非常事態宣言を行う考えはないのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 気候の非常事態ということ判断しようとするすと、やはり地域レベルではなしに、もう少し大きな国レベルまたは地球レベルでの研究に基づいて、国レベル等で行われるものではないかというふうに考えております。

町としましては、国なり府の方針と連携をした上で、住民や事業所の協力も得ながら、ご

みの減量化なり、再生可能エネルギーの活用なり、木質資源の有効活用など、できることをしっかりと継続をしていくことが重要であると考えております。この件に関しまして、住民の皆さんのご理解がさらに深まるように啓発にも努めてまいりたいと考える次第でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 昨年12月に宣言をされました福岡県大木町の境町長の言葉をお借りいたしましたら、気候非常事態宣言の一番大きな目的は、町民の皆さんと今の気候危機の現状をしっかりと共有することであると。ごみの分別などの環境のまちづくりを推進してきたが、一方で、町民の皆さんは、気候変動の問題に関心が高いかと言えば、一概にはそうとは言えない。まずは、町民の皆さんと気候変動の現状や影響を共有することから始めないと何もスタートができないと。小さな町ではあるが、世界の中の1つの地域であり、その1つの地域として、次の世代への責任を果たそうというスタンスで取り組みたいと思っているというようなことでありました。鳥取県北栄町でも同じように、やはり町民の皆さんと一緒にしっかりとこの気候変動のことは考えていかなければいけないということが載っておりました。先ほども言いましたように、感染症と環境問題というものは切り離して考えることはできないと思います。町長は、国や府と連携しながらごみの減量化などに取り組んでいくとおっしゃいましたが、その一歩前に進める対策としても、やはりこういうことも必要であろうかと思しますので、また宣言されてる自治体の研究をされまして、一歩前に進めていただくことを望みまして、私の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

次に、山田 均君の発言を許可します。

12番、山田 均君。

○12番（山田 均君） 日本共産党の山田 均です。

ただいまから2020年第3回京丹波町定例議会における山田 均の一般質問を行います。

初めに、安倍首相は、8月28日に記者会見をし、持病の再発を理由に辞任を表明いたしました。安倍首相は、隠蔽・改ざん・私物化と、新型コロナウイルス感染症対策も後手後手で、国民に追い詰められて辞任したものであります。今求められているのは、7年8か月の安倍政治を検証し、病理を正し、コロナ対策を最優先で国民の命と生活をしっかりと守る施策を実行することです。

また、本年は、梅雨が長引き、一転して異常な猛暑が続いています。台風の異常な勢力など地球温暖化対策も待ったなしの状況です。本町でも、町民の命と暮らしの安心・安全を確

保する立場から、今もありました地球温暖化対策の取組を行うときに来ていると思います。取り組むことを強く求めるものであります。

国政では、自民党の総裁選挙が注目をされており、結局は、安倍政治の継承を争う状況になっております。これでは国民の期待する政治に向かうことにはなりません。

新型コロナの収束の見通しもない中で、町政の果たす役割はますます今重要になっていきます。住民が町政の主人公である立場を基本にしっかり据えて、町政運営を行うことを強く求めるものであります。

日本共産党の山田 均は、こういう立場から次の4点について町長に施政の方針についてお尋ねをいたします。

第1点目に、環境・景観保護対策についてお尋ねをいたします。

町民の安心安全な生活環境の取組は、町政運営の重要な課題です。京丹波町和田安階に設置された太陽光発電施設は、周辺住民にも地元である和田区にも十分納得できる説明もなく、一方的に工事が強行されました。地元和田区では、区長を中心に町に相談し、指導を受けながら対応されてきましたが、経産省への売電申請者は、奈良県生駒市のクラウド建築企画会社ですが、工事の施工業者は、地元和田区へは業者名や所在地も曖昧にして、連絡先もメールでのやりとりでというだけで全く不誠実な対応でした。こういう業者に対して、6月9日の福祉厚生常任委員会で太陽光発電の工事について町長にたどしました。町長は、指導中と答弁をされました。町は、設置業者や売電業者へどういう立場で指導を行ってきたのか、まず伺っておきたいと思います。

また、地元への指導や援助をどのように行ってきたのか併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 地元の区長様から地元説明がないまま太陽光発電工事が始まっているという連絡を受けまして、現地の状況を確認した上で、資源エネルギー庁の事業計画の策定ガイドライン（太陽光発電）に基づきまして、事業者に地元説明会の開催など、地元との適切なコミュニケーションを図るように指導を行ってきたところであります。

その結果、地元説明会、また文書により説明がなされたところであります。

本来、国のガイドラインに基づきまして、事業計画の段階で説明会を開催するなど、地域との関係構築に努めることとなっておりますけれども、今回は、その対応がなかったために、町が事業者に連絡を取りまして、説明会の日程調整も行き、当日は、現場にも立ち会うというような対応を行ってきたところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） いろいろ経過を聞いてみますと、4月17日に現場で整地作業がされておるといふ異変に気づき、役場支所に連絡をして相談したと。10日後の27日、施工業者、施主に連絡するけども返事がないと町担当者から地元にも連絡があったけども、片方では工事はどんどん進んでいると。5月25日に説明会をとということになりましたけども、業者が来ず、結果としては、5月30日、連絡してから43日後、1か月半後に現地で説明会が開催されました。これを見ておりますと、この間どうであったのか。工事はどんどん片方では進んでおるといふことを考えますと、一体業者にどのような指導をされたのかと思うわけでありませう。そもそも、地元で説明する必要はないと業者は考えていたのではないかと思ひますし、また、町の対応も不十分であったのではないかと思ひますが、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町としては、できる限りの対応をさせていただいて、地元の住民説明会が開催されるように働きかけを継続して行ったところでございませう。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 指導をしてきたと言ひますが、業者は1回の説明会をしたと。そのときには、書いた文書のようなものはあったやうでありますけども、図面とか工事の説明資料も全くなかったといふことで、2回目の説明会を6月3日にしようといふことで確認をしたけども、業者は来なかったといふことになっておるわけだ。結局、業者が町のやうな指導に基づいてしっかり地元説明、対応をしてこなかったといふことも明らかだと思ひますけども、なぜこんなことが起こってくるのか。ガイドラインに基づいてしっかりすれば、当然、業者は、守らなければいけないといふ立場だと思ひますけども、その辺はどうであったのか伺っておきませう。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 説明会を開催するやうに町のほうから再三連絡を取りまして、5月30日に開催されたといふことです。説明会を開催するといふことで行われたんですけども、追加の質問等がありまして、それについては説明会という形ではなしに、質問への回答といふやうな形で回答はされたといふことで、その辺についても資源エネルギー庁にも確認しましたけども、それは開催が必ずしも条件ではないといふことで、そういった形で承認されたと聞き及んでおるところでございませう。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 町としては、どういふ姿勢で対応するかといふのが求められている

と思うんです。業者が示した資料を見ておりますと、2017年3月に土地の整地工事を開始したとなっております。2017年3月に国の太陽光発電のガイドラインが制定されたということで、ガイドラインよりも先に工事をしておったんだということも言っておるようでございます。しかし、現実には、登記簿等を見ますと、この土地については、2017年5月8日に湊産業株式会社が取得をされて、同じ5月30日に売電申請されておる原 俊介氏が取得をされておるわけです。これから見ると、2017年3月に土地の整地工事を開始したということになりますと、権利のない他人の土地に工事をやっていたということになるんです。登記簿謄本では、5月30日、これが取得された日でございますので、それ以降に土地を扱うということになると思うんですけれども、この辺はどういうように業者に対して指摘をされたり指導をされたのか、併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 上林瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上林太志君） 確かに、平成29年5月30日にクラウドの原様が土地を取得されたということで、うちのほうも調べております。それ以前に、平成29年3月に土地の整地工事が始まったということで、これも事業者からお聞きしたんですが、それにつきましては、聞くところによりますと、原様の前の土地の所有者様が太陽光の工事を着手したということで聞いております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 先ほど申しましたように、その前の事業者というのは、登記簿謄本からすると湊産業ですが、取得されているのは5月8日なんです。それ以前は37年前に交換して土地を所有権移転されております。その間動いておりません。そうすると、2017年3月に前の事業者が土地の工事を開始したということは、登記簿謄本からすれば、何にも権利が発生していないということになると思うんです。見れば明らかなんです。そういうことをしっかり町としても指導して指摘をしないと、業者が言ったものをちゃんと裏付けが取れてないのではないかと思うんですけれども、どうなのかと思うんです。実際に、近隣の住民の皆さんは、町は住民に寄り添って、そういう声を大事にして、事業者を指導したり対応してくれておるのか、これでは本当に業者の言い分を大事にしようとしているとしか思えないと。自分たちは何のために苦勞して税金を払っているのかと。これでは町民として税金を払っている意味がないと。こういうように悔やんでおられます。そういう思いをしっかりとらまえて、住民の立場に立って業者指導なり取組をするということが私は基本だと思うんですけれども、改めて伺っておきたいと思います。事業者は事業者としての社会的責任もあるわけですから、やっぱりそういう対応をするということが私は基本だと思うんですけれども、その

点についてもう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町としましては、地元とのトラブルが解消できるように誠心誠意その間に立って対応をさせていただいたと考えております。当然、町として可能なこと、法的な権限でできることできないことがありますので、一定の限界はあったかもしれませんが、その中でも精いっぱいやらせていただいたと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 町は、そういうように言われますけども、現実、地元の方としては、全くこれが町としての精いっぱいのことなのかというように思っておられます。町長自身も現場に行って近隣の住民の皆さんの声を直接聞いたりして、やっぱり要望に応じていくという姿勢も求められていると私は思うんですけども、実際、町長は、和田安階の現場へ行かれたのか。現地の状況を見て、近隣の皆さんにも状況を聞かれたのか。その点伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） その現場自体は車で通って確認をさせてもらったところでありまして、それぞれの住民さんのお話等につきましては、支所なり担当を通じて確認をさせていただいたところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） そこに町長の姿勢が問われておると思うんですね。隣接した民家もあるし、一番困っておられるわけですので、やはり町長が自らそういう声を聞く、これがやっぱり町長の姿勢であり立場だと私は思うので、強くその点は申し上げておきたいと思えます。

2つ目ですが、本町の京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例というのがあります。目的は、町民が健康で文化的な生活を営むためには、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、これらの施策に関する町長、事業者及び町民それぞれの責務を明らかにし、町民の良好な環境を保全するための基本的な事項その他の必要な事項を定めることによりその総合的推進を図り、もって町民の快適な環境を確保する。こういうようになっております。

定義では良好な環境とは、町民が健康で明朗な心身を養い、快適な生活を営むことができる環境をいうということで、環境とは、生活環境、自然環境、文化環境というような形で定義をされております。

今回の和田安階の太陽光発電施設工事については、隣接住民の皆さん、区民の皆さんの良

好きな環境、町民が健康で明朗な心身を養い、快適な生活を営むことができる環境が著しく脅かされる状況にあることは明らかと思うんです。この点から言うと、この条例に基づいて、町としても当然対応すべきだと思うんですが、その点についてはどうなのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京丹波町の環境保全等に関する条例につきましては、宅地造成等土地の形質を変更する行為及びこれに付随する建築物を建築する行為である開発事業と、土砂等によります土地の埋立て行為を対象の事業として、都市計画区域以外での面積が300平方メートル以上となる事業に対して規定をしておるといものがございます。

太陽光発電施設の設置及び管理につきましては、電気事業者によります再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆる再エネ特措法と、関連します国や京丹波町のガイドラインに基づいて対応することとしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 町長が今言われたのは、京丹波町の環境保全に関する条例と思うんです。私が申し上げたのは、京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例、このことに基づいてと私は申し上げたのです。これに、第5条では、町長は、良好な環境を確保するため、次の基本的施策を樹立しなければならないということで、町長は、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、公害の防止及び町民の生活を阻害する要素の排除に必要な施策を樹立し、生活環境の保全に努めなければならないというようになっております。公害ということではなしに、生活環境もしっかりちゃんと町としても守るんだとなっておりますし、第9条では、環境の侵害に関する苦情について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めなければならないとなっております。そういう立場からすれば、当然、町民の皆さんの不安、誠意のない業者に対してしっかり町が指導するということが当然だと。この条例に基づいても私はできると思うんですけども、できないということなのか。しなかったということなのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） すみません。通告には環境保全等に関する条例について表記がされてましたので、その条例についての答弁となったことをまず説明させていただきます。

今回の件、また、ほかの太陽光の設備の関係につきましては、先ほどの町長の答弁にもございましたように、まずは再エネ特措法、そして関連する国のガイドライン、それから町のガイドラインに基づいて対応するというようにしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） いや、国や町のガイドラインで指導していると言いますが、業者が全然守らなければ何もならへんのではないんですか。ガイドラインをつくる目的は何であったのか。地元住民とのトラブルを事前に防止するために、このガイドラインをつくるというのが趣旨でありました。結局、今の状況から見れば、業者はやり得で、地元の方は一体この先どうなるんだと不安を募らせるという状況になっておるのではないかと思うんですけども、その点についてはどういう見解なのか伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ガイドラインにつきましては、太陽光の発電業者の守るべきところを定めたものでありまして、地域の住民の方と協力しながら良好な関係を築いていくということで設置をさせてもらったものであります。当然、それに基づいて処理がなされるという前提でありますけども、その中で一部そういった業者によって地元との良好な関係が築けてなかったということで、その対応を町としてさせてもらったということでありますので、そういう目的でガイドラインとして設置したものであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） いやいや、だから、説明会でも工事図面とか工事の説明資料というのは全くなかったし、十分な地元との協議説明もしてないというのは明らかなんです。ガイドラインで指導した、指導したと言いますが、相手が聞かなかつたら、何も罰則規定もないわけなので、町は指導したというだけで、後はもう住民と業者と話し合いをなさいという態度なのか。地方自治法第1条2で、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとなっておりますし、併せて、第138条2では、行政機関の義務を規定しているわけです。自治体の長は、住民に密着した自治機関として、地域住民の暮らしと権利を守るために、自らの判断と責任においてその事務を行う義務があるということになっております。以前の地方自治法では、住民の福祉や健康そういうものを含めて、しっかり地方自治体が責任を持つようになっておりましたけども、それは当然のことだということで、1999年に地方自治法の改正をされて、今申し上げましたように、住民の福祉の増進を図ることを基本とするということに簡素化されたわけですが、地方自治体、町には責任と役割があると思うんです。そういう立場で業者の指導なりをしっかりしていくということにならなかつたら、町民はどこに寄りすがらんだ、頼りにするんだと。それは町ですよ。そのために住んで税金も払って義務を果たしておるわ

けですから、そういう困ったとき、そういう一方的なときには、町がしっかり防波堤となって業者と交渉したり対応をしていくということをするべき責任があると思うんですけども、その点についてもう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この太陽光発電に関しましては、法的な太陽光発電を許可するとかそういう条項がないわけでありまして、地元との説明会を行うということが唯一の条件となっております。その条件に基づいて地元の説明会が開催できるように、本町としては調整をさせていただいたところでありまして、可能なできる限りの対応をさせていただいたと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） そういう考え方からすると、今後もこのガイドラインで申請があったら、業者が説明しなさいよ、あとは地元と話しなさいよという態度なのか。地元と業者とトラブルがあっても、町はガイドラインによって説明会を求めたということだけで、やっぱり説明を求めるということは、地元の人が納得、合意をするという前提だと思うんです。そういう点では、地元から出されておるように、やはり地元と業者とが町の立会いの下に確認書とかそういうものをちゃんと取り交わせるような、そういうところまで指導をすべきだと思うんです。今後の対応ということにもなりますけども、町としてはどういう立場でこの問題についてはやろうとされているのか。もう町としては済んだことで、あとはもう地元と業者でしなさいよという考え方なのかどうか、もう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今、業者との間で説明会を開催するということがFIT法の中で求められている唯一のことでもありますので、その開催に向けていろいろと手を尽くしてきたということでございます。

今後についても、権限は町にはないわけでありまして、そうは言いますものの、やはりこうしたトラブルが全国的にも発生しているということも聞き及ぶところでございます。条例の制定という話もありますけども、条例を制定したとしても、一定の限界があるということも考えられるわけでありまして、今、条例の制定も含めて、どういった対応が可能か検討をしてみたいと考えておるところであります。

東日本大震災を受けまして、再生可能エネルギーとして太陽光発電が固定価格の買取制度で買い取られるということで、1つのバブルのような状態になったわけでありまして、その中で、普通に開発がされていくだろうという前提の下で取り締まる法律がなかったわけ

で、唯一、今、地元の説明会というふうになっておるわけでありまして。これをしっかりやっ  
ていこうとしますと、法的に権限が必要になってくるかと思っておりますので、今後につきましては、  
京都府を通じてですけれども、国に対してはFIT法の中で、住民との合意を前提にする  
ということや住民との協定を義務付けるというようなことを入れてもらうということが一番  
かと思っておりますので、そういう要望もしてまいりたいと思っております。あわせて、電力会社のほう  
には、いろんな機会です話す機会もありますので、住民との協定書があるところからの新規買  
取だけを認めるような要望ができないかと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） だから、町として、強制力ある条例をしっかりとつくってやるという  
ことが私は基本だと思うんです。亀岡市でも南丹市でもつくっております。やっぱりそうい  
うことできちっと指導をするべき点はちゃんとする。そういうことを町長としてしっかり姿  
勢を示して取り組んでいくということが、住民にとっても安心安全ということになるわけ  
でございます。もちろん太陽光発電を否定はしてませんし、当然進めていかなければいけない  
と思っておりますけれども、事業者としては、それによって利益を得るわけでありまして、そう  
いう点では事業者としての社会的責任をしっかりと果たして進めてもらうということ。町内には  
たくさん太陽光発電をやっておりますし、誠意を持って地元と協議して進めておられる業者  
もあるわけです。こういうような形で、業者が一方向的に説明会はしましたよということ  
でどんでんやれるということになれば、業者に示しもつかんというふうには私は思うんです  
ね。誠意を持ってきちんやり業者からすれば、こんなことが許されるのかと、こういうこと  
も聞くわけでありまして。そういう点では、町の姿勢が最も問われているというように私は  
思います。町長も行ったということでございますけれども、実際、今、現場に行きますと、看板  
にちゃんと連絡先を付けておりましたけれども、いまだに付いておりません。ちゃんと  
管理もするということになっておりましたけれども、草ぼうぼうです。こういうものにつ  
いて守ってないわけですから、きちっと指導をしなければいけないんです。だから、そう  
いうことを守らせるためにも、ちゃんと条例をつくってしっかりと管理をさせるということが  
当然必要であるし、事業者としての義務だと思うんですけれども、改めて町長の見解を伺っ  
ておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 条例につきましては、権限のことも踏まえまして、ほかの導入された  
自治体にもどういった状況であるかも調査をしておるところでありまして、そういうこと  
も含めて検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 会社の連絡先の看板、それから、草刈りの問題ということもお尋ねしたんですけども、これは業者自身もちょうとしますということを書いておるわけですから、そういうことに対しての指導は、町としてはしないということなのか。約束をきちっと守れていないということも明らかなんですけども、この点についてどういうように指導されて取り組まれるのか。町としての考え方を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 上林瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上林太志君） 完成しておるのに標識がないという点と草刈りの点ですけども、これにつきましては、議員のおっしゃるとおりでありまして、国のガイドラインに基づいた事業ということになっておりますので、現在、国のほうに相談をしておるところでございます。国のほうから改善をしていただくように相談をしております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 国に対してもそういうように求めることは当然だと思いますけども、先ほど申しあげました本町にあります環境を求める条例、安全な生活環境を保全するという条例もあるわけですから、そういう条例もしっかり生かして、指導なり条例に基づく取組をすべきだということを強く申しあげておきたいと思います。

第2点目に、加齢性難聴者への補聴器購入助成についてお尋ねをいたします。

人間は誰でも加齢とともに高い音から徐々に聞こえにくくなり、70歳以上の半数に難聴があるとされております。言葉が聞こえにくくなると、認知機能が低下し、コミュニケーションにも支障が出て、社会的に孤立することで認知症のリスクが高まり、難聴になったらなるべく早い時期に補聴器の使用、聞こえの改善、これが非常に大切と言われております。

しかし、補聴器は、15万円から30万円ほどと非常に高価で、年金暮らしの高齢者にとってはなかなか手が届きません。補聴器購入の公的補助は、障害者手帳を持つ重度の難聴者に限られています。障害に認定されるのは聴力が規定であります70デシベル以下の場合で、それを受けた場合しか補助はありません。高齢者の加齢による難聴は、ほとんどの場合、規定聴力に該当せず、法による補助の対象外となっております。高齢者に対するそういう支援は必要だと思います。

その原因というのは、動脈硬化による血流障害、さらにストレス、睡眠不足、雑音、運動不足なども挙げられておりますが、難聴になりますと、家族や友人との会話が少なくなって、会合の出席など外出の機会が減ります。コミュニケーション障害が起こるとされております。さらに、認知症の機能の低下が正常の聴力の人よりも31%から41%の悪化が見られると

言われております。

厚生労働省の介護予防マニュアル改訂版でも、102ページに、閉じこもりの身体的要因の1つに聴力の低下を挙げてあります。聴力の低下によって起きる社会的活動が不活発であることが認知症の発生リスクを上げる。また、閉じこもりは、認知症の発生のリスクとなっている可能性があるという指摘をしております。

そこで、町長にお聞きします。

1つ目に、高齢者の加齢による難聴は、早い時期からの補聴器の使用が重要と言われておりますが、その認識について伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 聴力の低下が疑われる方につきましては、まずは、専門医にご相談をいただきまして、早期発見と早期治療をされることが重要であると考えておるところであります。また、聞こえと補聴器の相談会でありましたり、巡回更生相談など聞こえに関する相談窓口も広報などでお知らせをいたしておりますので、ご利用いただければというふうに考える次第でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 2つ目は、補聴器は本人の聞こえに合わせて調整するということが非常に重要と言われておりますが、その見解について併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当然、その人その人に合った調整が必要ということになりますので、認定補聴器技能者などによる調整でありましたりアドバイスをいただくことが最善であると考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 3つ目には、難聴は早期発見が重要だし、必要だということは明らかなんです。そのために、聴覚検査が非常に大事だと思いますので、京丹波町でも住民健診の検査項目に加えて取り組む必要があると考えますが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 70歳以上の方の住民健診は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして実施をしておる健診でありまして、聴覚検査というのは検査項目に含まれておりませんので、現在のところは、検査項目として設けることは考えておらないところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 4つ目として、厚生労働省の介護予防マニュアル改訂版でも聴力の低下というのは、非常に閉じこもりの要因というように指摘しているわけでもございまして、本町としても、補聴器への助成制度が必要と考えるわけですが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国でありましたり府からの助成支援がない中で、現時点におきましては、町独自で助成するという事は考えていないところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 町長に改めてお尋ねします。

1つは、高齢になり、言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し、コミュニケーションにも支障が出て、社会的に孤立することで、認知症のリスクが高まるということ。2つには、難聴になったらなるべく早い補聴器の使用による聞こえの改善が、非常に大切なことというように思うわけでもございます。この2つの点について否定はされないと思うんですけども、これの対策が必要と思うわけですが、町長の見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど来の答弁の中でお答えをさせていただいたとおりでもございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 国や府の今の方向も出てないということですけども、国は、必要性を認めているわけでもございます。本町としては、やはりできることから取り組むべきだと思うんです。その1つには、今もありましたけども、基本健診の中に入れて70歳以上の人、強制ではなしに希望する方でもいいと思うんですけども、健診項目に加えて難聴の早期発見をしていくということが高齢化率も高い本町にとって、当然取り組むべき1つだと思うんですけども、町長の考え方、見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 難聴者を早期発見して取り組んでいくことは重要だというふうに考えておりますけども、その考え方につきましては、先ほど来、答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 認知症とかそういうものがどんどん広がって入院したり、孤立したり、そういうことになっておるわけですから、やはり早期発見が必要ということになれば、健診でチェックをして、そして見つければ早く専門医に診てもらいなさいよと指導するだけ

でも、相当変わってくると思うんです。医療の全体、施設の介護の関係を含めて大きくつながっていくと私は思うんです。そういう認識に立って検討すべきだということを強く申し上げておきたいと思います。

3点目に、新型コロナウイルス感染症についてお尋ねをしておきたいと思います。

4日の質問でも、今日の質問でもたくさん出ておるわけでございますけども、やはりコロナについては、感染予防対策が一番大事だと思うんです。特に、京丹波町は、高齢者のいろいろな施設が非常に多いわけでございますので、その中でのクラスターを防ぐということが非常に大事だと思います。そういう面では、働く人たちのクラスターを防ぐためにPCR検査を取り組んでいくことが必要と思うんですけども、先ほど来の答弁では、医師が判断したら検査ということでございますけども、そういう必要性について町長はどのように考えておられるのか伺っておきたいと思います。また、施設に働く人というのは何人ぐらいになるのか併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 無症状者に関しますPCR検査の実施につきましては、午前中も何回も答弁をさせていただいたところでありますけども、現在も京都府でそういった地域の高齢者福祉施設の職員などに対するPCR検査の取組をされておりますのは、その地区で複数のクラスターが発生した場合に限って実施するような計画となっております、無症状者に一律にPCR検査をやるということは考えていないところでございます。

なお、町内の介護、障害者福祉に関する職員というのは約630人、医療関係の町内の対象数は230人で、合計で860人という人数でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） どこから発生するか分かりませんので、そういう点では、感染症の予防対策が一番だと思いますので、やはりそういう方向で取り組むことを検討すべきということを強く申し上げておきたいというように思います。

あわせて、感染予防対策として、公共の施設のトイレとか水道の蛇口について、教育委員会の関係は先ほどお尋ねがありました。この予防対策は当然必要と思うんですけども、どのように進めておられるのかということ。また、町営バスの抗菌対策は必要だと思います。予算にも上がっておるようでございますけども、具体的にはどのように取り組んでいくのかお尋ねをしておきたいと思います。また、抗菌をすればどのぐらいの期間効果があるのかということも併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの坂本議員のところでは蛇口の話はあったかと思いますが、町営バスにつきましては、運行後に次亜塩素酸水により消毒作業を行ってあります。今後につきましては、より安心して利用いただけるように車内の消毒抗菌処理を実施するために、補正予算をお願いをしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 今回実施をします消毒抗菌処理につきましては、効果は1年というように聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 公共施設の水道とかトイレについてレバー式にということなんですけども、これからは感知式、そういう直接触れなくてもいいような対策も必要と思うんですけども、その辺についての考え方はどうなのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新たな施設での設置については、そういった形で考えていきたいと思っておりますし、既設のものについては、レバー等のできるだけ効果の高いものに替えていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 古い既設のものについても、感知式というのはやっぱりもっと取り入れるべきだと、特に強く申し上げておきたいと思っております。

第3に、小中学校における教室の机の配置など、感染症対策が非常に大事になってきております。本町は、レベルが1の地域でございますので、児童生徒の間隔は1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるような座席配置ということに衛生管理マニュアルではなっておりますけども、社会的間隔と言われるのは2メートルなんですね。教室の広さ65平方メートル、学習机が65センチという基準からすると1クラス16人学級にする必要があるわけですが、少人数学級が感染症対策の決め手にもなると思うんです。その辺について、教育委員会として今後を見据えて、例えば空き教室を使うとか、必要な場合には増設するとか、1クラス16人程度の学級に取り組む必要があるのではないかと思うんですけども、その点伺っておきたいと思っております。

また、登下校のスクールバス利用の対策についてもどういう状況で取り組んでおられるのか併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 小中学校の教室等のことについては、基本的には教育委員会として学校の教育活動を進めていく上で、新しい生活様式を踏まえながら対応しているということをごさいます、新型コロナ対策として3つの密を避けるなどの新しい生活様式の中で教育活動を進めていきたいし、これからも進めていくということを基本に置いているところをごさいます。

学校におきましては、先ほど来より出てますように、換気のための教室への網戸の設置でありますとか、水道の蛇口のレバーへの交換でありますとか、必要な改善対策を講じながら可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減して、学校運営を進めているところをごさいます。

人数のことにつきましては、過日もお答えさせていただいたかと思いますが、一番人数の多いところで二十六、七人ぐらいのところがあったんですけども、教室の机と机の間、私と次長で調べましたところ、1メートル30センチメートルは確保できておりましたので、何とかこれで行けるのではないかというふうに判断しております。

また、人数の多い丹波ひかり小学校の学級につきまして、ここは1つの教室の壁を取り外しますと前のスペースがございますので、そこへ広げて黒板の位置をちょっとイレギュラーに形を変えてやっております。多少それで間隔の確保はできているかと捉えておりますので、これでよしとしながら現在も取組をしているところをごさいます。

次に、スクールバスの件ですけれども、特に密集となるのが、先ほど言いました丹波ひかり小学校の実勢の路線だと思っておりますが、このところにつきましては、今まで1台のところを2台の形で人数を少なくして運行しているという工夫をしながら取組をさせていただいておるといふ状況をごさいます。

以上をごさいます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 4点目に、農業振興対策ということで、SDGs、いわゆる持続可能な発展のための目標ということで、バッジも付けておりますが、この農業振興対策として、有機の里づくりというようなことをしっかり基本にした持続可能な農業を推進するということが非常に私は必要と思うんですけども、町長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 持続可能な開発目標ということで、国連サミットで採択されました、2030年度の到達目標でありますSDGsにつきまして、本町では、平成28年に国において認定されましたバイオマス産業都市構想に基づきます自給自足的循環社会の構築に向け

た取組が、その理念に基づくものというふうに認識をしておるところであります。

次に、本町におけます家族農業10年の取組につきましては、地域や農業を支えてきたのは家族を核とした農業経営でありまして、少子高齢化や若者の農業離れによります継続の課題がある中で、人的なつながりによります社会集団となる集落営農組織などの設立・強化を図ることによりまして、持続可能な農業・農村経営に向けて支援をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 家族農業というのは、しっかり基本に据えてやるということが非常に大事だと思うんです。その中で今ありましたSDGsというのは17項目と、そして細かい169項目の具体的な項目が設定されておるわけでございますけども、町長は、17項目全てをやろうとされているのか。その中で、今もバイオマスの方がございましたけども、これを重点的にやるというのを何点か考えておられるのか。その点について併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 全ての項目についてこの場でお答えをするというのはなかなか難しいですけれども、17項目の中でそれぞれに取組を進めていきたいと思っておりますけれども、全世界的な規模のものもあります。今も言いましたバイオマス構想のこともそうですし、一例として挙げれば、豊かな陸を守るということで町内産の木材を活用して庁舎を建てることもそのうちの1つだと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 京丹波町の農業は基幹産業でございますので、やっぱり農業をどうするかということは必要だと思いますので、その点について見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当然、農業につきましても、豊かな陸を守るということもありますし、それから飢饉の問題についても、農業というのは非常に重要な役割を果たすと思っておりますし、また気候の問題についても役割を果たします。ひいては、陸を守ることが海を守ることにもつながりますし、いろんな面で関連はしてくるかと思っておりますので、そういったことも含めて、農業については、今後、京丹波町の基幹産業としてさらに発展するように取組を進めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は2時45分とします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、北尾 潤君の発言を許可します。

9番、北尾 潤君。

○9番（北尾 潤君） それでは、議長の許可を得ましたので、令和2年第3回定例会、北尾潤の一般質問を始めさせていただきます。

インターネット環境の整備について質問していきます。

1つ目、IT技術の進歩により、社会全体が急激に変化する中で、町内ケーブルテレビ設備の老朽化に加え、先の見えないコロナ禍による社会経済や生活への影響が本町のインターネット環境再構築の重要性に拍車をかけています。

昨年11月に京丹波町ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会から、民営化の移行が妥当であるとの答申が出されました。その後の進捗状況を伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在、京丹波町ケーブルテレビ民営化推進事業としまして、公募型プロポーザルを実施しておりまして、9月15日にプレゼンテーション及びヒアリングを実施して最優秀提案の事業者を選定していきたいというふうに考えております。

その後、選定しました民間事業者と契約内容につきまして、さらに協議を進めてまいりたいと考えておるような状況でございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 業者選定のプロポーザルというのは、どのようなところを重視したものでしょうか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 民営化の公募型プロポーザルにつきましては、参加事業者から提案されますサービス内容や利用者の負担及び財政負担などを総合的に判断しまして、将来のICTの技術革新や環境変化にも柔軟に対応できる創意工夫を生かしたサービスの提供ができ、利用者にとりまして、町にとりまして、最もメリットのある民間事業者を選定してまいりたいと考えておるところであります。

テレビやインターネットにつきましては、町民の生活に必要な不可欠な生活基盤でありまして、安心安全な暮らしや地域活性化に大変重要な役割を果たすものと考えておるところであります。

特に、本町におきましては、難視聴地域にありますことから、地上デジタル放送につきましても、継続が必要でありますし、また、インターネット環境の改善につきましても、様々な要望もいただいております、早急な改善の対応が必要であるというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） プレゼンを受けてヒアリングして選定業者を決めるということなんですけど、大きく4点ですね。サービス内容、財政負担、利用者への負担、変化に対応できるかということで、ここで決まらなかったらというか、内容的にお互い妥協はできないような場合というのは、2番目、3番目の業者と話し合うということもあり得るということでしょうか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 大筋の内容については、一定は本町の求める内容での提案ということになりますので、あと細かい部分の調整ということで、基本的には最優先的な選定事業者と合意の上、契約というのが通例ということでありましてけれども、場合によっては、第2候補、第3候補というところもありますので、あまり事例としてはないと思っておりますけれども、どうしても交渉が決裂したりとかいうことになれば、そういったことも考えられるということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 現在、本町のインターネット接続サービス利用料は、月額2,000円で使用できますが、この事業を民間委託すると、インターネット利用料が上がるのが考えられ、新聞等で情報を得た町民から時々僕のところにも問合せがあります。まだ決定事項ではないので難しいかもしれないんですけど、そのような町民に対してどのような理解を得ようとしていますか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） インターネットの使用料につきましては、通信速度も含めましてサービス内容が向上すれば必然的に使用料が値上がりとなるというようなことで、今2,000円で30メガという状況でありますけれども、町がこのまま民営化せずに直営でやっておったとしても、スピードアップすれば、やはり料金は上げざるを得ないというような状況になるかというふうに思っております。

速度だけ上げて使用料を据置きということになりますと、運営上困難になるということも

考えられます。民営化によって京丹波町だけが他と比べて使用料が高くなるということではなしに、都市部と同等のサービスの場合は、同等の使用料になるということですので、住民の皆さんにはご理解をいただきたいと思っております。

また、業者がまだ決まっておきませんので、何とも言えませんが、可能でありましたら、幅広い選択の中からそれぞれのニーズに合ったものが選択できるような形になればいいというふうに希望的に思っておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 料金が上がる可能性もあるということで、行政だから利用料が安く設定できて事業運営ができていたというのがちょっと分かりづらくて、インターネット利用料の足らずまいというのは、税金で負担していたということだと思います。税金で負担ということはどういうことかということ、利用していない方も負担していたことになります。議会で説明を受けてたのは、民間委託すると、数字で言うと13年で10億円の負担減となると。町がやると29億円かかって、民間でやると19億円でできると。この10億円というのは、今後民営化により、本来あるべき公平な受益負担に近づく。つまり利用者は本来負担すべき金額に近づくという考えでいいのか。

もう1つ、ちょっとまたくだいようなんですけど、利用料設定額が他自治体と比較しても格段に高くないという前提で今話を進めてるんですけど、もしほかの自治体よりもすごく高いということでしたら、利益を出し過ぎてたりとか、あと、事業者の事業運営が下手くそだということになるかなと思うんですけど、プロポーザル及びプロポーザル後の折衝において、利用料の設定も対象となって、しっかりとこちら側で適正な金額を決めることができるのか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） インターネットの利用料の関係ですけれども、基本、業者からの提案の内容を見てからということになるかと思えますけれども、一定、民間サービスで都市部でも今されております料金あたりが一定のラインかというふうには考えております。先ほど町長からもございましたとおり、どういった提案が出てくるのか、選択ができる内容のものを期待しておるということでございますけれども、一定、利用料の内容につきましては、そのあたりを今のところは1つの基準としては見ておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 受益負担に近づくということによろしいですかね。実は、問合せがあ

ったら、僕はそういうふうに答えてるんですけど、そうすると、今まで負担してたのが不公平なのではないかと。自分は全く使ってなかったのに負担してた。だから、これから負担が安くなると言われても、今までが損してるとか不公平だという話も、2件程度なんですけどありました。これに対しては、ちょうどいい機会かなと思いつつながら、例えば病院なんかは、受益者負担と云ったら多分とんでもないことになる。僕はあまり病院行かないんですけど、行かないからほぼ払わなくてよくて、行った人が大きく負担するというのは、やっぱり行政がやってることとしては、福祉という観点では難しいかなと。そうすると、受益者負担ばかり言うと、日本が誇る皆保険制度なども崩れてしまいますし、やっぱり行政がやるべきところが今までだったのかなという説明をしています。インターネットの事業を始めたばかりの頃というのは、利用者もそんな多くなかった中で、受益者負担に近いところで言うと、多分、高額でできなかったのではないかなと。それをある一定今の利用者になるまで行政がしっかりとやって、それを今やっとな民間事業者を引き継げるようになったのではないかなというふうに思って説明しています。また間違っていたらご指導ください。

先ほど町長からケーブルテレビ全体の中でインターネット事業というのもあったので、全体としてのサービスが変わってくるとあったんです。そこで、関連して質問したいんですけど、同じぐらい多いのが、テレビ大阪が見られなくなるのではないかという意見です。結構人気があるようで、僕もたまに見るんですけど、水を抜く番組とか、出川さんの充電させてくれとか、何でも鑑定してくれるとか、みんな見られてるなと思うんですけど、テレビ大阪も絶対見られなくなるものなんでしょうか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） テレビ大阪につきましては、本来の受信地域以外に京丹波町はあるわけでありまして、特別のテレビ大阪以外の民放各局の許可も得ながら放映がされているという実態がございます。一般的に言いますと、京丹波町は受信可能地域にはなりませんので、そういう整理がされる可能性も高いわけでありまして、最終的には、業者がどこになるかによって、いろんな提案の中でそれも入ってくるというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 町としても、多分、いろんなヒアリングをされてるかなと思いますので、それも含めてプロポーザルをしていただきたいと思います。

政府は、新型コロナウイルスの脅威に正しく恐れながらも経済活動、社会活動を営んでいく新しい生活様式という言葉を使うようになりました。

しかし、政府、国民は、未知のものに対しどう向き合っていけばよいのか。専門家によっても、その捉え方は多種多様なため、戸惑いながら試行錯誤してるというのが現状です。しかし、僕たちは、前に進んでいかなければなりません。

本町においても、商工業、飲食業、観光業を中心に大打撃を受ける中、新型コロナウイルスによる町民の生活スタイルや経済活動はどのように変化したか。また、していくと考えますか。今後、本町のインターネット環境整備戦略に影響を及ぼすでしょうか。コロナ禍の影響による変更は、今まで進めてきたプランの中であるのでしょうか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルスの蔓延によりまして、その感染症対策として、人と人の接触を避けて、ソーシャルディスタンスを保つ生活でありましたり、コロナ禍での経済活動が今後定着していくと考えますし、安心・安全ということが貴重な価値として扱われる生活スタイルにもなっていくのではないかと考えます。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、外出自粛ということが行われておりました関係で、自宅でインターネットを利用されることが増えた人も多く、ほとんどの人がネットの安定性が重要であるというふうに考えておられると思います。

今後につきましても、より高速なインターネット環境を望まれるという方もたくさんいらっしゃると思いますし、学業を行っていく上で必要だという方、それから各企業でありましたり個人によります仕事のリモートワーク化、オンライン化、テレワークの環境が整うということが重要でありますので、ケーブルテレビの民営化事業というのを早急に進めていく必要があると考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） もう全ての業種に影響あるなと思いながら進めていただきたいというふうに思います。

後ろのほうの質問だったんですけど、特別今までやってきたことへの影響ということはないということでもよろしいですか。本町のインターネット環境整備戦略に影響を及ぼすかどうかというところで言うと、特に問題ないということでもよろしいでしょうか。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 現在のコロナの影響によりまして、逆に今の本町が保有しておりますインターネット環境がそれに追いついていない部分もあるということで、こういった部分を含めて対応できるように、民営化でよりよい都市部並みの環境を整えたいということで、発展的な考えで進めております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 大容量も必要になってくるというような答弁があったので、この後、質問させていただきます。

次に、町内施設のW i - F i 整備状況を質問いたします。

新庁舎に町民・町外の方が自由に使えるフリーW i - F i を整備する考えはありますか。

また、現在、町の施設及び町が補助金を出している施設にフリーW i - F i を設置しているところはありますか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在、建設中であります新庁舎におきましては、交流ラウンジ、待合ロビー、会議室等におきまして、フリーW i - F i を整備する計画としておるところであります。

また、現在、町有施設におきまして利用できますフリーW i - F i の環境につきましては、4か所の道の駅とわち山野草の森とウッディパルわちで環境が整っておるという状況でございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 丹波自然運動公園は町の施設ではないんですが、理事に町長が入っているということもありますし、フリーW i - F i があるかどうかというのは把握できてますでしょうか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） すみません。ちょっと確認が取れておりませんので、また確認してお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 以前もちょっと申し上げたかもしれないですけど、僕、ベトナムに行ったら、もうどこでもW i - F i がありました。圧倒的に貨幣価値だったりとかいろんな部分で日本のほうが進んでいるのではないかなと思ってたんですけど、W i - F i に関しては、ベトナムのほうが随分進んでました。もちろんホーチミン中心ということだと思んですけども。僕が浪人中も、そのときから韓国が光ファイバー整備を始めるというのがあったりして、結構、日本全体が遅れている中で、京丹波町がそれよりも遅れているような状況だと思います。ちょっと今コロナになったので、インバウンドというのがなかなか評価が難しいですけど、外から人を観光で集めようと思ったら、必ず町の関係する施設、公の施設には必要

ではないかなと思いますので、またご検討をお願いしたいと思います。

次に、防災・災害時の発信は、音声告知放送に代わるものとして、防災アプリの導入を進めており、災害時の避難所では避難する町民の多くが町からの情報のみでなく、スマートフォンで各方面から情報を得ることが想定されます。各避難所にWi-Fi環境を整備する考えはありますか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 避難所におきましては、多くの皆さんがご自身のスマートフォンによりまして気象情報でありましたり、災害情報などの情報をタイムリーにご覧いただくことになるかと思えますし、また、いろんな連絡もそれを通じて行っていただくことになるかと思えます。

そういう中で、防災アプリによります情報を取得した場合は、通信料にそれほど大きな負担をかけるものではありませんけども、今後の状況を見ながら検討を行ってまいりたいというふうにと考えるとあります。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 議員同士で、あと職員とも、今までに設置したらどうだろうみたいな議論をしていく中で、今、町長が言われたように、通信量に限界がある中で、どれぐらい有効なんだろうという話は出てきました。例えば混み合ったら速度が遅くなるということですが、やっぱりこの辺も自助・共助・公助と最大の武器なので、みんなで話し合って助け合いながら使っていくのが普通なのではないかなと思います。確かに、全部の避難所ですと言ったんですけど、一気に全部は難しいのではないかというのは理解はできます。実際、スマートフォンをほぼ使わない避難所があったり、Wi-Fiを使わない避難所があったり、Wi-Fiを設置しても人数等ですとランニングコストだけ町が払っていくようなものになってしまったら、すごくコスパが悪いということなので、全部を一気にではなくても、1か所でも2か所でも10か所でも、全くないよりは絶対そっちのほうがみんなすごく便利なので、やってもらいたいと思います。特に、災害時に情報はすごく欲しがりますし、多分ここにいる皆さんは、災害があるとテレビとスマートフォンで情報を集めるという生活をしていると思いますので、一気に全部ではなくても、徐々にでいいのではないかなと思いますのでお願いします。

また、Wi-Fi設置しましょうと言ってるんですけど、おとし勉強会を会派でやったときに移住者の方から言われたんですけど、別にWi-Fiとかそういうのに頭を使うのが嫌だからこっち来たのに、そんなん別に気を使わなくていいよみたいな感じで言われました

し、町民全体が望んでいるものでもないというのはもちろん認識します。ただ、もう僕の中では、水道、電気、ガスと同じぐらいWi-Fiというのもインフラに近いところにあるのではないかと思いますので、一気にだからできないとかではなくて、例えば避難所、和知・瑞穂・丹波1か所ずつでもいいし、人が多く集まる場所を中心にでもいいし、各学区に1つとかでもいいので、やっていただきたいと思いますのでお願いします。

次に、昨年12月に文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想は、本年4月7日に萩生田文部科学大臣が記者会見で新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、構想の早期実現をするために、支援など積極的に推進すると表明しました。

本町においても、小中学生に1人1台のタブレット端末導入経費を今回の補正予算に計上しましたが、その取組を質問します。

GIGAスクール構想とはどのようなもので、本町の教育行政としてはどのように捉えていますか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） GIGAスクール構想でございますけれども、児童生徒用の1人1台の端末と、高速通信ネットワークを一体的に整備をして、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現させるという構想でございます。

本町におきましても、誰も経験したことのないSociety 5.0の時代を生きる子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学びを保障するというのと、いつでも、どこでも学ぶことができるICT機器を活用した学習環境を構築することは必要不可欠であるというふうに考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 説明ありがとうございます。

GIGAスクール、ネーミングはめっちゃめっちゃ不安をかき立てるもので、例えばキロというのが10の3乗で1,000倍ですね。その上がメガで10の6乗で100万倍。その上にこのギガというのがあって、10の9乗で10億倍です。1円の人と10億円を持つ人ぐらいとんでもない違いがあるなというぐらい違うのが、本当に本町のインターネットの仕組みで対応できるんだろうかというので、先ほど大容量にも対応できるようにしますということでしたが、文科省のGIGAスクール構想の実現パッケージの中でも、十分な通信ネットワークとクラウド活用の下でとか、大容量の動画視聴やオンラインテストをストレスなく行えることなどがあり、高速大容量の通信ネットワークが必要不可欠となっています。こ

れに余力を持って対応ができますでしょうか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 本町におきましては、移動通信事業者のLTE通信ネットワークを活用したタブレット端末を導入することとしておりまして、一人一人の学習状況に応じた個別学習や臨時休業等の緊急時における家庭でのオンライン学習などに必要な通信速度は、確保できるものと捉えております。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 先ほども質問があったと思うんですけど、この構想の実現に向けて課題とその対策をお願いします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） GIGAスクール構想の実現に向けての課題といたしましては、まずは、ICT機器の調達が全国的に特定の期間に集中していることから、機器の入手が困難になっているということです。また、現時点においては、導入した後の運用や保守費用について、国の財政的な措置が定まっていないということが大きな課題であると考えております。

さらには、実際に学校でどのような活用ができるのか、また、どのように活用していくのかという情報教育推進の指導者体制をしっかりと整えていくこと、このあたりが最も重要な課題であると認識しておりまして、ICT支援員を配置して、授業での効果的な活用や機器操作への支援等、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 国の財政的な裏付けがまだ整っていないというのは、ちょっと問題かなと思うんですけど、今聞いてるとハード面で1人に1台タブレットが行き渡るようにすると。ソフト面で、教育内容をしっかりコンテンツを整えると。あと、最後の指導体制の確立。この三位一体で取り組んでいくのが大事だということで、文科省の指針にも書いてあるので、しっかりとやっていただきたいと思います。

コロナでばたばたしている中で見えにくくなってしまってるんですが、2020年4月というのは、実は、我が国の教育行政にとって物すごく大事な時期だったんですね。教育長はもちろنگお存じだと思うんですが、文部科学省が2017年から取り組み始め、この4月から小学校、来年4月は中学校で施行される新学習指導要領があります。この改訂の背景には、グローバル化や人工知能(AI)などの技術革新が急速に進み、予測困難なこれからの時代に子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社

会や人生を切り開いていく力が求められるとあります。この新指導要領については、僕もこの議会で前教育長と議論させてもらったのですが、大人や先生でも確実な正解が分からない。それどころか、今からは問題の設定自体も分からない。そんな予測困難な時代に対応していく子どもを育てるということで、大変な時代になったな、今までのノウハウで無理な教育だなと議論したのを覚えています。その施行の初年度にもなってるわけですが、新学習指導要領に対して、急遽推進に拍車がかかったこのGIGAスクール構想はどのような影響があるか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 情報教育につきましては、世界の動きが少子高齢化や国際化、さらには情報化というようなことが言われてる中での情報化という一部でございまして、情報教育については、これまでから積み上げてきたところでございますが、今回、急遽、クローズアップしてきたということで、やっぱり情報通信機器の目覚ましい発達があろうかというふうに思っております。この点につきましては、およそ10年に1度改訂されます学習指導要領に基づきまして、教育内容を整理していくわけですけれども、この学習指導要領の中にも、情報活用能力を言語能力と同様に学習の基盤となる資質や能力と位置づけておられるのが特徴かというふうに思っております。これからの時代は、子どもたちが教育の中で情報機器を活用していくということが随分と大きなテーマになろうかと思えます。でも、まずは、その情報機器、いわゆる機械を操作できるだけではなくて、情報の持つ意味とか、その情報を使ってこれから自分たちはどのような社会をつくり上げていくのかという、そういう考え方をしっかり学ばせていくことが大事な時代になってくるのかなというふうに思っております。そういう面では、これから先行きが大変不透明な状況の中で試行錯誤をしながら、子どもたち同士、大人も含めまして、よりよい社会づくりに向けた学びをしていくことが重要ではないかと思っております。今後の教育を見通しましたら、かなり今までにないようなテーマが出てこようかと思えますけれども、人間にしかできないことは何かとか、私たち人間として何をしていかななくてはならないのかという根幹のところまで考えていく教育が必要になってくるのではないかと思っております。学習指導要領に出てたかどうかちょっと確認はできませんけれども、今後の力として、子どもたちには、価値を見つけ生み出す感性とか、好奇心、探求心、物事を見極めていこうという気持ちを育てていくことが大事ではないかと思っております。このあたりにつきましては、町内の学校現場と十分連携協力しながら、私たちの住んでる京丹波町の中でいろんなことを探求していけるような学習も積み上げていくことが大事かと思っております。

もう1つ付け加えさせてもらいますと、このGIGAスクール構想のことにつきまして、町長と町長室で情報交換をいたしました。その中で、町長からヨーロッパのエストニアという国が随分情報教育が進んでいるという情報をいただきまして、ちょっと中身を調べてみましたら、ソ連から独立した国のようで、130万人という小さな国ではあるんですけども、1990年代の後半にいち早くICTを導入されたようで、いち早くネットワークインフラを全ての学校に広げて、使いこなすことのできる教員を育成して教育活動を進められたそうです。そのことによって、OECDのテストなんかでも、このエストニアは、かなりランキングが上のほうに行くようになったというふうに聞いておりまして、素晴らしい取組だったかなと思っております。その一番の重要な中心は何だったかといいますと、ICT活用を通じて全ての子どもに同じチャンスを与えたということだと言われております。すなわち、教育の公平性でありますとか教育機会の平等性、このあたりが大事なことかと思っておりますので、この基礎をしっかり踏まえ、これから対応していきたいと思っております。

都会だからとか、田舎だからとかいうことではなくて、どんなところに住んでいても同じようにチャンスがあるという仕組みを整えていくことが大事というふうに思っているところでございます。今後、さらに研究は進めていかなければいけないと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 最後に夢のある話でした。都会に住んで、進んだ難しい進学塾があるから勉強ができる環境があるということでもなくて、行政がタブレットを1人1台渡すことで、全員にチャンスが生まれる。そしたら、エストニアみたいに、本来お金があつたら、勉強のチャンスがあつたら、ずっと上に行ける人がまたどんどん出てくるのではないかなというふうに思います。この新学習要領では、グローバル化に対応する語学力アップとか道德教育なんかはイメージしやすい。今までやってた延長上でやったらいいかと思うんですけど、未知の問題に対応する能力、あと、今言われたように、ウェブ活用の能力とプログラミング教育なんかは、今まで取り組んでこなかったことなので、どういうふうに取り組んでいいか、どういうふうに取り組んだらどんな成果が出るかとか、なかなかイメージしづらかったのではないかなと。それがコロナによって、社会全体として、これはもう絶対に取り組まなければいけない、必要なのではないかという認識が出てきた分、本町としても、新学習指導要領に取り組みやすくなったのではないかと感じてます。

あと、この未知の問題に対応する能力を育もうといってる初年度に、大人たちが正解が分からないという状況になってるのがすごく象徴的だなと。今、教育を受ける子どもたちが何

とか解いていっていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に、今後の本町の将来のビジョンについて伺います。

移住定住希望者が本町のインターネット環境を理由に、取りやめたケースというのがあるんでしょうか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 移住に至らなかった理由の1つとして、本町のインターネット環境を挙げられたケースがあるというふうに聞いておるところでございます。具体的な件数等については把握をしておりませんが。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 町長は、答申を受けた後、京都新聞の取材に対し、民営化により都市部と変わらないネット環境を目指すと答えていますが、都市部と変わらないくらいのネット環境が整備されると、本町の第1次産業、商工観光業、町民の生活、医療、教育などは具体的にどのように変わりますか。また、変えようとしているのですか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今も言いましたように、マイナス要素として、本町のインターネット環境が足を引っ張るような形ではなしに、普通に都市部と同じように使えるということになりますと、今後、京丹波町の成長力を牽引していくようなことになってくると思っております。

特に、過疎高齢化の本町にとりましては、医療や介護や福祉サービス体制の充実なり戦略的農業経営の展開、教育環境の充実、地域に密着したさらなる情報サービスの提供が望まれておりますので、その解決策として、ICTの活用ということが十分考えられるところでありまして。

具体的には、本町に限ったことではありませんが、スマート農業を行うということもできますし、また病院においては、オンラインでの診療もできます。また、今コロナ禍で、3密回避で田舎に行ってテレワークをしたいというようなこともありますので、人口増にもつながってくるのではないかと考えておるところであります。

また、高齢者の関係につきましては、買物支援についても、それを活用できると思っておりますし、高齢者の交通についてもICT活用ということも考えられるのではないかと考えております。また、見守りについても、冷蔵庫にセンサーを付けて日々の冷蔵庫の動きで見守りをするというようなものもあるようですので、いろんな選択肢が広がってくると思っております。

それから、今ずっと出てました教育につきましても、先ほど議員もおっしゃいましたけども、やはり遠隔での教育ができるようになりますと、学校へ必ずしも行けない子についても

教育を普通に受けることができますし、タブレットが普及することによって、教員自体の質も変えてくる可能性もあるというふうに考えてます。授業のノウハウというのは、オンラインで見られるわけですから、教員の共感したり、モチベーションを上げたり、そんな対人スキルも求められるようになってきますので、やっぱり端末機が普及しますと、答えは端末機の中にありますので、正解を探すようなことには使えませんので、新しい答えとか自分の考え方を探していくような授業に今後なっていくのではないかと考えてますので、それを教員が手助けをするというようなことになるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 大きく分けて2つだったかなと。今あるみんなが目にしてたりとか、考えることをもう少し便利にしたりとか、発展させるというのが1つ。もう一方は、今ないこと。今、あまりネット環境に触れてない人たちからしたら、何それというようなことをできるようになるということなので、前者の場合は、できるだけ町長を含めて、それぞれの担当課の職員が町民に説明をしていくのが大事かなと思います。スマート農業、買物支援、高齢者の交通手段、見守りなんかは今町長から例が挙がりましたけど、そういうのをこんなふうに便利になるんだよと説明していくのがすごく大事だろうなと思ってます。一方で、田舎に行ってテレワークするような空気になってくるということだったり、あと、教育に関しても、これから今までできなかったものができてくるということでした。今回、このコロナというのは、先ほど谷口議員がピンチをチャンスに変えてというふうになんかちょっと柔らかく言ったんですけど、僕から見たら、もうチャンスでしかないと思います。やっぱり資本とか、人材とか、コンテンツが集中してた都市部のほうが、ここの中山間地域よりもコロナで混乱、被害を受けてます。多分、防ぐのがすごく難しいんだと思います。その中で、自分の土地があって、家があって、食料も自給がある程度できるという環境がある本町に、町長が言われる都市部並みのネットワークが整ったら、すごく周りから羨ましい環境になるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、これはチャンスだと思って取り組んでいただきたいなと思います。

最後に、僕、何度か町長に町のビジョンを語ってほしい、ビジョンが見えないと失礼ながら申し上げてきました。町長から三度予算を提案していただき、三度施政方針をお聞きしたのですが、町のトップとして、この京丹波町をどんな町にしたいのか強いメッセージを感じられませんでした。

だけど、この新型コロナウイルス対応では、少し感じられたかなと思います。府内でもトップクラスの定額給付金のスピード感では、一刻も早く町民を助けようと、そういう強い意

志を感じましたし、プレミアム商品券の他自治体に先駆けての早い発行は、疲弊した本町の経済を何とかしなくてはという危機感が感じられました。

また、図書カードも子育て、教育に力を入れている様子が伺われます。また、お金を幾らかけるではなくて、コロナ感染第1号を出さないようにということではなくて、感染者をみんなで助けよう、差別は絶対許さないというメッセージを繰り返し、僕が見てるだけでも、議会運営委員会で言って、議会初日で、また一般質問でも繰り返し繰り返し発信していました。これは、町長としての強いメッセージかなと思いますので、また、今後の予算にも役立っていただきたいと思います。この9月議会が終わった後から始まると思いますが、予算編成に危機感と夢を持って取り組み、3月の予算と施政方針に本町の将来がどうなるか、町長の強いメッセージが入ってることを期待して、この2021年度の予算が京丹波町の大きく飛躍する、コロナを踏み台にして飛躍するようなそんな年になることを期待して、僕の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（梅原好範君） これで、北尾 潤君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会します。

次の本会議は、25日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 谷山眞智子

〃 署名議員 篠塚信太郎

〃 署名議員 森田幸子

〃 署名議員 岩田恵一